



Title	「満蒙開拓青少年義勇軍」の創設過程
Author(s)	白取, 道博; Shiratori, Michihiro
Citation	北海道大學教育學部紀要, 45, 189-222
Issue Date	1984-12
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/29282">https://hdl.handle.net/2115/29282</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	45_P189-222.pdf



# 「満蒙開拓青少年義勇軍」の創設過程

白 取 道 博

On the Forming Process of the Plan for Emigration of Youth  
Troops to Manchuria (called "Manmô Kaitaku  
Seisyônen Giyûgun") in the 1930s

Michihiro Shiratori

## 目 次

はじめに	189
第1章 満州農業移民政策と青少年移民構想	192
1. 満州農業移民大量送出計画	192
2. 「青年農民訓練所（仮称）創設要綱」	196
第2章 「満蒙開拓青少年義勇軍」の創設	203
1. 青少年移民の制度化	203
2. 「満蒙開拓青少年義勇軍」の送出	209
3. 「青年義勇隊訓練所指導経営要綱」	218
むすび	221

## はじめに

我々の歴史意識は、現在の政治的・社会的位相における思考原理・行動原理を構成するひとつの因子である。この歴史意識の醸成は、歴史認識の媒介を要するが、同時に、歴史認識に至る起動力は歴史意識にその基礎を置いている。歴史認識の形成＝歴史像の造形という作業は、個々人の営為にゆだねられてはいるが、諸々の機会において成立する相互の交渉によって、あるいは共通性を獲得し、あるいは各々の原子化を促進していくものとして在る。

このことは、鹿野政直が、「昭和史」論争に關説して述べた現代史研究をめぐる事情と平行の位置にある。すなわち、現代史研究は「国民にたいして『戦争』の問題を提起したと集約したい。ある場合には、その感情をさかなでしつ、他の場合には、ふかい共感をひきおこしつ<sup>1)</sup>。」と。

これは、現代史研究、とりわけ十五年戦争史研究が逢着せざるを得ない、〈戦争体験〉の巨大な集積との相剋に他ならなかった。この場合の〈戦争体験〉とは、記録された〈戦争体験〉ではなく、人々の心底に〈実感〉として滲えられた無形の〈戦争体験〉である。その巨大な集積との相剋とは、おびただしい無形の〈戦争体験〉に伏在する、言わば未発の歴史像との角逐の謂である。こうした〈戦争体験〉と現代史研究—十五年戦争史研究の緊張関係は、現在もなお続いていると言って良いであろう。

記録としての〈戦争体験〉は、戦争の様々な局面における多様な人間的事実や歴史の暗面の所在を我々に告げてはくれるが、それが体験の〈原像〉でないことは言うまでもない。〈戦争体験〉に限らず、そもそも体験なるものが個性・伝達不能性をその本性としている以上、ひとつの体

験が〈語る・書く〉という行為を透過して伝達性を獲得したとき、それが〈原像〉とは異質のものとして現前することは自明である<sup>2)</sup>。こうした事情は、〈原像〉の触接へ我々を駆りたてる。さらに、記録としての〈戦争体験〉の背後に息づく形象化されない〈戦争体験〉——それは、今なお文字通り「無告」であり続けている人々の数に照応する——が、〈原像〉への接近を一層我々に促迫している。

未発の歴史像と対峙した現代史研究—十五年戦争史研究がそれらを超克し得る歴史像を定立するには、〈戦争体験〉の〈原像〉に限りなく接近する回路の設定が必要なのであろう<sup>3)</sup>。

ところで、我々が接し得る〈戦争体験〉は、その〈原像〉の再生という点に関しては幾分否定的な見方をした、記録としての〈戦争体験〉である。その多くは、個的体験に強烈な母斑をとどめた歴史事象を媒介にして、「疎開体験」、「少国民体験」等々の如く諸群に概括される。これらの記録の説得力を左右する条件のひとつは、個々の歴史事象における個的体験の位置づけ・歴史的現実における個々の事象の位置づけの水準であろう。それは、歴史研究と記録としての〈戦争体験〉との対峙を媒介する地点でもある。

本稿の対象とする「満蒙開拓青少年義勇軍」（以下、義勇軍と略記する）に自らを投じた人々の体験も、こうした諸点をはらむ〈戦争体験〉の一郭を占めている。

義勇軍は、周知の如く、日本帝国主義の中国侵略の拠点たる「満州」（中国東北部、以下括弧をとる）に対する未成年者の移民である。義勇軍は、農業移民を主軸とする満州移民の一環を成していたが、唯に年齢の点においてだけでなく、軍隊に擬した指揮命令系統の貫徹する隊組織に編成され、満州における3年間の「現地訓練」を経て入植するという点において、一般の成人移民と区別される。

しばしば指摘される満州移民に付着した重層的・複合的な「加害—被害」関係は、対中国人・朝鮮人農民、対国家の次元にとどまらず、送り出した者と送り出された者という形で末端の町村における人々の生活場面にまで及んでいる。義勇軍の場合、その重層性・複合性を形づくる要素として、学校教育・教師の介在があり、義勇軍に関する体験記録の中にも、この点に関する——教師に対する怨嗟をしばしば伴った——記述を容易に見出し得る。また、敗戦前後の逃避行から引揚げに至る時期の惨苦に集約的にあらわれた満州移民の運命の悲惨さは、義勇軍の場合、その若さ・幼さ故に一層増幅して我々に感受される。この悲劇性に促迫されるかのように、敗戦前の天皇制公教育の所産として義勇軍がしばしば論及の対象となっている。そこでは、義勇軍送出への教員・教育会のコミットが焦点となっており、義勇軍を「教育における児童の受難史であるとともに、教師における戦争協力の典型<sup>4)</sup>」と把える所論も見受けられる。こうした従来の所論に共通しているのは、学校教育・教員・教育会の介在した局面を、義勇軍政策の展開との連関を欠いたまま論じている点である。

1938年度から本格化した義勇軍の募集・送出過程において、募集活動に占める教員の比重は当初から決して低くはなかったけれども、教員・教育会が募集活動の中核的位置を占めるようになるのは、卒業期にある高等小学校児童を主たる募集源に据えた「郷土部隊編成運動」なる組織的募集方策が導入されてからのことなのである。また、義勇軍指導員への教員の参画も「郷土部隊編成運動」の導入を機に以前より増勢となるのである<sup>5)</sup>。

〈国民教育体系〉の基底的要素である初等教育階梯とその教員は<sup>6)</sup>、義勇軍政策に位置付けていたのであり、募集・送出過程への教員、教育会の介在はそのことの認識を欠いては説明し難いのである。また、義勇軍の募集・送出過程は、侵略戦争と直結していたという点で、日本ファシ

ズムの直面する現実的諸課題を旋回軸とする青少年の動員の在りようを端的に現出したものでありと捉え得るのであり、そうした動員の制度的・組織的基盤として機能した〈国民教育体系〉・教育会の存在様態は、天皇制公教育体制の段階的特質を示唆するものと考えられるのである<sup>7)</sup>。

ところで、義勇軍に関する先行研究はほとんど無いと言ってよい状況にある。満州移民史研究は、1970年代に入り本格化の兆しを見せ、日本帝国主義の植民地支配の解明及び日本ファシズムの農村・農民掌握の解明というふたつの側面から、反満抗日闘争・移民用地の収奪過程との関連及び「農村経済更生運動」との関連で論及されてきた。そして、1976年には、満州移民の全体像の構築を目指す共同研究の成果として、満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』（龍溪書舎）が刊行された。満州移民史の体系的分析を試みた同書の画期的意義は現在も失われていない。だが、同書においても、「『満蒙開拓青少年義勇軍』が満州移民事業のなかで果たした役割を全面的に検討すること」は加藤完治グループの思想的解明と共に残された課題としており<sup>8)</sup>、それは現在に至るも果たされていない。この共同研究の骨格を成す浅田喬二論文（「満州農業移民政策の立案過程」）も、量的側面に開して、「太平洋戦争期において、満州移民事業の全面的崩壊をどうにか防いでいたものが、ほかでもなく、『満蒙開拓青少年義勇軍』から移行した『義勇軍隊開拓団』の存在であった<sup>9)</sup>」との評価を下しつつも、満州農業移民政策の一環として遂行された義勇軍の成立過程やその政策の立案・展開過程を明らかにするには至っていないのである。義勇軍に関する限り、基本的な政策の展開過程を把握するに足る実証研究を我々は共有していないのであり、史料の探索、基礎的事実の確定という作業から出発しなければならない水準に在ると言ってよいであろう。

なお、歴史研究ではないけれども、義勇軍について包括的に論及したものとして、上笙一郎『満蒙開拓青少年義勇軍』（中公新書、1973年）がある。同書は、義勇軍像のひとつの定型を形づくったといえるものであるけれども、義勇軍をめぐる諸事象の歴史的定位が不充分であり、「児童残酷事件」という視点から義勇軍の「悲劇性」を強調する叙述に終始している点が特徴的である。それが、例えば、加藤完治個人の「責任」を追及する所論を生み出してもいる。この「責任」とは「満蒙開拓青少年義勇軍という制度をみずから建白して創設し、多くの青少年を悲惨な運命に導いたこと」（182ページ）に対する「責任」である。これは、義勇軍創設の際、拓務省が加藤らの「満蒙開拓青少年義勇軍編成に関する建白書」に「奇貨として飛びついた」（41ページ）という評価と通底している。こうした所論は、加藤に対する先入の過大評価に起因するものと思うが、政策決定過程における「建白書」の過大評価であろう。義勇軍を考える上で加藤の位置・役割は無視し得ないけれども、それは加藤の関与した局面に応じて考察されるべきであろう<sup>10)</sup>。

さて、本稿の目的は、こうした研究状況にある義勇軍の創設過程を明らかにすることである。その際、その創設過程を満州農業移民政策に内在した青少年移民構想の具体化の過程として追求する。その過程において、移民政策を主導した関東軍をはじめ、拓務省、満州拓植公社、満州移住協会等の移民関係機関がどのように関与し、どのように青少年移民を構想していたのかを明らかにしたい。それによって、「満蒙開拓青少年義勇軍」という名の青少年移民の創設過程が明らかになるであろう。

これは、「郷土部隊編成運動」の導入が義勇軍構想の実施過程に顕在化する矛盾を動因とする以上、その導入過程を明らかにするために必要な基礎的作業なのである。

## 注

- 1) 鹿野政直『国民の歴史意識・歴史像と歴史学』（『岩波講座 日本歴史』24, 岩波書店, 1977年, 237ページ）。
- 2) 「戦争体験の継承」ということがしばしば言われる。その意味するところを「戦争体験記録」の集積作業の継承以外に求めるとすれば、「継承」の内実は、個人的な戦争体験を媒介にした個々人の思想的営為の所産に接触した人々が、どのような形においてであれ、それを内面化することに他ならないと思われる。
- 3) <原像>への接近は、その系として個々人の意識の諸相を如何にして描出し得るかという問題を引き出さざるを得ない。こうした課題に対してすぐれた解答群を提出し続けている黒羽清隆は、その「意識史的アプローチ」について次のように述べている。  
「こうした意識史的アプローチは、思想史・イデオロギー史より困難な領域であるが、どんな権力支配も民衆の下からの一定の支持——また、その支持への意識的自己正当化——なしには持続し得ないというマクシムが正しい以上、そして十五年戦争への民衆動員のメカニズムは法令や通達にもとづく物理的強制力の描出のみでは決して説明できない以上、とくに今後の方法論的トライアルが要請される分野であろう。」（黒羽清隆『十五年戦争史序説』, 三省堂, 1979年, 254ページ）  
「方法論的トライアル」は、さらに、それが要請されている「意識的アプローチ」と「物理的強制力の描出」を宗とする諸領域史との有機的連関の理論化にまで及ぶものと思う。
- 4) 長浜功『日本ファシズム教師論』, 大原新生社, 1981年, 139ページ。
- 5) 「郷土部隊編成運動」の導入と展開については稿を改めたい。
- 6) 近代日本の公教育制度における<国民教育体系>の位置と基本的性格については、逸見勝亮「師範学校制度史研究の課題と方法」（北海道大学『教育学部紀要』第34号, 1979年12月, 51～67ページ）参照のこと。
- 7) 山口定は、『ファシズム』（有斐閣, 1979年）の中で、「ファシズム概念の混乱と不明確さは相当なものである」（同書, 14ページ）と述べたが、教育史として区分される領域もこの評言から自由ではあり得ない。「教育のファッション化」、「ファシズム教育」等の言辞はしばしば使われるが、その示標や内実は必ずしも分明ではない。概念の明確化に向けた整理作業は他日を期したい。
- 8) 満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』, 龍溪書舎, 1976年, 「あとがき」, 696ページ。
- 9) 浅田喬二「満州農業移民政策の立案過程」（同上書, 101ページ）。
- 10) 加藤に対する過大評価は上笙一郎だけのものではない。例えば、武田清子の以下のような所論も同様である。

「一農民教育者加藤完治はまさに満州移民の計画者であり、また、推進者であった。軍部も国策もそれにひきずられたと云っても過言ではあるまい。」（「加藤完治の農民教育思想——国民高等学校運動と満州開拓団——」, 『国際基督教大学学報 I—A 教育研究』11, 1965年3月, 81～82ページ）。

## 第1章 満州農業移民政策と青少年移民構想

### 1. 満州農業移民大量送出計画

1931年9月18日、日本は中国に侵略戦争を開始し、翌年3月、中国東北部・満州にかいらい国家「満州国」（以下、括弧をとる）を設立した。この軍事侵略を先導的に担った軍部、就中、関東軍の最大目的は、満州を総力戦準備のための軍需資源供給地とし、対ソ戦を中心とする戦略基地として強化することであった。満州国は、その満州を支配する基盤であった。日本の満州支配を直接に担う関東軍は、満州国の「独立国」としての偽装化を進め<sup>1)</sup>、その安定化を図るべく、反満抗日勢力に対して武力弾圧を中心とする治安政策を実施する一方、満州国協和会<sup>2)</sup>（1932年12月結成）を利用して「王道主義」・「民族協和」のイデオロギーを媒介に満州国の政策の浸透を図

った。そして、「独立国」としての外貌を整えつつある満州国を、さらに「皇国と不可分関係に在る独立国<sup>3)</sup>」とし、その支配を強化する方策のひとつが満州国への日本人移民の扶植であった。関東軍は、「満州国に於ける優良政治的要素として大規模に日本人を移植する」ために、「国策的見地に基き主務省を鞭撻し其の実現を期す」との方針を立てていた<sup>4)</sup>。

1934年11月26日から12月6日まで、関東軍は「第一回移民会議」を「新京」で開催した<sup>5)</sup>。関東軍はこの会議で出た意見を参酌して、10カ年に10万戸の農業移民の送出を企図した「満州農業移民実施基礎要綱」をはじめ移民計画に関する厩大な具体案を作成した。そして、それらを日本政府へ提出したが、大蔵省の受けいれるところとはならなかった。しかし、陸軍省は、「帝国の対滿移民根本方策に付ては関東軍案を十分に参酌して本年中に之を樹立する<sup>6)</sup>」との方針を1935年1月29日決定した。拓務省は、5月7日、15カ年に10万戸の送出を内容とする「満州農業移民根本方策ニ関スル件」を作成し、その具体化を推し進めた。だが、実現したのは「5カ年2万戸送出計画」であり、獲得した予算はその第1年目にあたる1936年度に送出する1,000戸分についてのみであった(第68通常議会、1935年12月<sup>7)</sup>)。とはいえ、この時期には、本格的な大量移民送出への胎動を感じさせる如く、移民関係機関の設立が相次いだ。1935年11月、「移住事業の宣伝及び大量募集の促進体<sup>8)</sup>」たる満州移住協会が設立され、翌年1月には、土地の取得・管理の外、移民に関する諸事業を行なう「強力な現地助成機関<sup>9)</sup>」たる満州拓植株式会社が設立された。また、1936年度の第5次移民を「集団移民」(以前は「試験移民」と称することにしたのも、移民政策推進の気運を感じさせる事態であった。

1936年2月の「2・26事件」は軍部の政治的発言力の増大をもたらし、総力戦体制の構築準備はその速度を増した。移民政策の推進にとって、蔵相高橋是清の暗殺は財政面の保証を得る上で「大なる障壁<sup>10)</sup>」の瓦解を意味し、有利な条件が生み出された。

1936年5月11日、関東軍は「第二回移民会議」を「新京」で開催し、「満州農業移民百万戸移住計画案」(関東軍司令部)と「暫行的甲種移民実施要領案」(関東司令部)の2案を審議に付した。そして、決定したその2案に加え、「日本人移民用地整備要綱案」(関東軍参謀長通牒、1936年7月9日)を土台に「20カ年100万戸送出計画」を作成した。その提出を受けた拓務省は、関東軍案を基礎に日本政府案を作成し、拓相の諮問機関である海外拓植委員会に諮った。同日、原案通りの答申を得た「20カ年100万戸送出計画」は日本政府案として確定した<sup>11)</sup>。8月25日、広田弘毅内閣は「7大國策」のひとつとして、「対滿重要策の確立——移民政策及び投資の助長策等」を決定した<sup>12)</sup>。かくして、関東軍の待望した大量移民計画は日本の「國策」となったのであった。

「20カ年100万戸送出計画」は、1937年度を起点に5カ年を1期として、4期にわたり100万戸を送出しようとするものであった<sup>13)</sup>。第1期は10万戸、以後10万戸ずつ追加して、第4期(1952～1956年度)には40万戸を送出することになっていた。そして、1戸あたりの家族構成を5人と想定し、最終的に100万戸500万人の定着を見込んだ計画であった<sup>14)</sup>。

大量移民政策は、日本の総力戦体制構築に即応する満州国の戦争準備体制の強化にとって必要なものであった。この政策は、軍需資源確保のための産業開発を中心とする諸施策とならんで、「在滿兵備の画期的増強充實を敢行し、国防、治安の万全を期する<sup>15)</sup>」との方針の下にあり、「間接的に作戦準備の完成に資すべき<sup>16)</sup>」方策のひとつに位置づいていた。そして、関東軍にとっては、「大局的国防ノ見地」から「特ニ治安ノ確立ヲ期センカ為」に「絶対必要」なものであった<sup>17)</sup>。また、すでにその準備を進めつつある治外法権の「撤廃」及び満鉄付属地行政権の満州

第1表 第1期5カ年送出計画戸数 (単位: 戸)

年次	種別	農業集団移民	自由移民	計
1937		5,000	1,000	6,000
1938		10,000	5,000	15,000
1939		15,000	6,000	21,000
1940		20,000	8,000	28,000
1941		20,000	10,000	30,000
計		70,000	30,000	100,000

(注) 拓務省『拓務時報』第75号, 1937年6月  
70ページより作成。

て増産をすすめる作物は、米・小麦・大麦で、それぞれ51万8,000トン、202万4,000トン、26万2,000トンの収量が見込まれていたのである。これは、立案時現在の可能収量に比すれば、それぞれ約1.6倍、2.4倍、1.4倍に相当する生産量であった<sup>20)</sup>。

ところで、「20カ年100万戸送出計画」の「国策」化に伴い、移民関係機関の整備も進められた<sup>21)</sup>。先述の満州移住協会（以下、満移協会と略記する）は、1937年4月、財団法人組織に改組した。満移協会は、「国民的支持背景の下に満州移民事業の達成を図るべき国内機関」として、宣伝活動を中心とする「国内に於ける農業移民工作」にあたることになった<sup>22)</sup>。また、満州拓植株式会社を改組拡充する形で、新たに満州拓植公社（以下、満拓公社と略記する）が設立された（1937年8月）。この満拓公社の監督機関として設けられた「満州拓植委員会」は、委員長を関東軍参謀長が兼任する「移民政策の現地参謀本部<sup>23)</sup>」であった。

こうして大量移民政策の遂行体制の整備が進む中、拓務省は、1937年1月、「第1回満州移民地方協議会」を開催し、「20カ年100万戸送出計画」の第1期計画の実施を各道府県に指示した<sup>24)</sup>。さらに、5月には、「満州移民第一期計画実施要領」を作成し、具体的な実行方策を明らかにした<sup>25)</sup>。これによれば、移民の種類は「農業集団移民」と「自由移民」（農業自由移民その他）の2種で、政府の助成の重点は農業集団移民にあった。送出計画は第1表のようになっていた。農業集団移民は1集団200～300戸で構成し、その約2割が「先遣隊」として当該年度当初に移住、翌年3月頃に「本隊」が入植することになっていた。20～30戸で1部落を形成し、10部落からなる移住村を構成するものとした。また、1戸あたりの標準経営面積を20町歩（耕地10町歩、放牧採草地等10町歩）と想定していた。

農業集団移民の募集にあたっては、「経済更生指定村ヲシテ順次土地ト人口トノ調和ヲ考慮シタル農村経済更生計画ヲ樹立セシメ成ル可ク耕地ノ狭小ナル地域ヨリ多数ニ募集<sup>26)</sup>」するとした。つまり、1932年以来農林省が進めてきた「農村経済更生運動」と連動して行なう方針を明らかにしたのである。これは、大量移民計画のいまひとつの目的である「現下帝国社会不安ノ根源タル人口重圧ヲ緩和シ国民生活ノ安定ヲ図ル<sup>27)</sup>」ことに照応していたけれども、「農民救済の為之を移植する着意<sup>28)</sup>」の具象化に他ならなかった。つまり、移民政策遂行の「正当性」を定立し、「現在日本農家戸数約五百六十万戸の約三割五分を占むる五反歩未満の農家の概ね半数に相当する戸数<sup>29)</sup>」を送出する方略であった。

農林省は、「農村経済更生運動」の事業を拡充するために1936年度から「特別助成」を導入した際、すでに満州移民をその「特別助成」事業のひとつに位置づけてはいた。それが、さきの「土

国への「移譲」にそなえて、「我邦人の進出を一層合理的に助成し益益朝野に介在する実力を強化して日滿不可分関係を鞏固たらしむる<sup>18)</sup>」ためにも必要であった。さらにまた、日本人移民は、1937年度を起点とする「満州産業開発5カ年計画<sup>19)</sup>」の農畜産部門に位置づけられていた。同部門の重点である軍需関係農作物の増産の方途は、日本人移民への優良種子の配布と「満農」＝中国人農民の作付転換の強請であった。日本人移民を中心とし

地ト人口トノ調和ヲ考慮シタル農村經濟更生計画」が「分村移民計画」として具体化するに至り、1938年以降、滿州農業移民は「農村經濟更生運動」の主要な柱のひとつとなると共に<sup>30)</sup>、「分村移民」は移民の主要な送出形態となるのである。そして、「人口重圧ヲ緩和シ國民生活ノ安定ヲ図ル」ために、「過剩農家」たる貧農層を滿州移民として排出することになるのである<sup>31)</sup>。

こうして対滿大量移民政策は、「日滿兩國同昌共榮ノ理想ヲ顕現スル最良ノ方途<sup>32)</sup>」として遂行されることになったのであった。

## 注

- 1) この点については、岡部牧夫『滿州国』（三省堂、1978年）、鈴木隆史「『滿州国』論」（今井清一編『体系・日本現代史』第2巻、日本評論社、1979年、所収）を参照。
- 2) 滿州国協和会については、鈴木隆史「滿州国協和会史試論1）・（2）」（藤井忠俊編『季刊現代史』第2号及び第5号、現代史の会、1973年5月及び1974年12月）に詳しい。
- 3) 「対滿政策遂行に関する意見 昭和九年十二月三十日」（稲葉正夫・小林竜夫・島田俊彦『現代史資料11 続・滿州事変』、みすず書房、1965年、912ページ）。  
冒頭に、「本案は南（次郎——引用者）軍司令官就任当初東京に於て中央部に開示せしものに付昭和九年末新京軍司令部に於て研究し一部の対策（欄外註記）を附記せるものなり」との「註」が付されている。
- 4) 「同上」（同上書、915ページ）。
- 5) 「第一回移民会議」をめぐる諸問題については、浅田喬二「滿州農業移民政策の立案過程」（滿州移民史研究会編『日本帝国主義下の滿州移民』、龍溪書舎、1976年、所収）、同「拓務省の滿州農業移民計画（試験移民期）」（『駒沢大学経済学部紀要』第32号、1974年3月）、同「関東軍の滿州農業移民計画（試験移民期）・3完」（『駒沢大学経済学論集』第6巻第1号、1974年6月）、同「第一回移民会議」と関東軍の滿州農業移民計画——移民の農業経営案を中心として」（日本史研究会『日本史研究』137、1973年11月）に詳しい。
- 6) 陸軍省（案）「関東軍案『滿州農業移民実施方策』の取扱方に関する件 昭和十年一月二十九日」（滿鉄經濟調査会『滿州農業移民方策 立案調査書類第二編第一巻第七号』、1935年、19ページ）。
- 7) 浅田喬二前掲論文（前掲『駒沢大学経済学部紀要』第32号、141ページ）参照。
- 8) 喜多一雄『滿州開拓論』、明文堂、1944年、153ページ。
- 9) 同上書、152ページ。
- 10) 橋本伝左衛門「滿州農業移民の沿革」（永雄策郎編『滿州農業移民十講』、地人書館、1938年、21ページ）。
- 11) 「20カ年100万戸送出計画」が具体化する過程については、浅田喬二前掲論文（前掲『日本帝国主義下の滿州移民』、44～45ページ）参照。
- 12) 滿州開拓史復刊委員会編『滿州開拓史』、全国拓友協議会、1980年、174ページ参照。
- 13) 前掲『滿州開拓論』、214ページ参照。
- 14) 同上。
- 15) 陸軍省「滿州開発方策綱要（昭和十一年八月参日）」（島田俊彦・稲葉正夫編『現代史資料8 日中戦争1』、みすず書房、1964年、704ページ）。
- 16) 「同上」（同上書、706ページ）。
- 17) 関東軍司令部「対滿移民ニ関スル件 昭和十一年十一月十日」（『滿州移民関係要綱要領集』、無頁、奥付欠く、東洋文庫所蔵）。
- 18) 前掲「滿州開発方策綱要」（前掲『現代史資料8 日中戦争1』、704ページ）。
- 19) 「滿州産業開発5カ年計画」について詳しくは、原朗「1930年代の滿州經濟統制政策」（滿州研究会編『日本帝国主義下の滿州』、御茶の水書房、1972年、所収）、小林英夫『大東亜共榮圏の形成と崩壊』（御茶の水書房、1975年）を参照のこと。
- 20) 関東軍司令部「滿州産業開発五カ年計画綱要 昭和十二年一月」（前掲『現代史資料8 日中戦争1』、

719 ページ) 参照。

なお、満州国の農業政策については、さしあたり、前掲『満州国』(160～176 ページ)、高橋泰隆「大東亜共栄圏の食糧問題——『日滿支ブロック』を中心にして」(早稲田大学社会科学研究所編『日本のファシズム』Ⅲ、早稲田大学出版部、1978年、189～203 ページ)を参照されたい。

- 21) 移民関係機関をめぐる諸問題については、君島和彦「満州農業移民関係機関の設立過程と活動状況——満州拓植会社と満州拓植公社を中心に」(前掲『日本帝国主義下の満州移民』、所収)に詳しい。
- 22) 「財団法人満州移住協会設立趣意書」(満州拓植委員会事務局『満州移民提要』、1938年7月、266 ページ) 参照。
- 23) 同上書、95ページ。「満州拓植公社の設立に関する協定」調印日(8月2日)における関東軍参謀長談話。
- 24) 拓務省『拓務時報』第71号、1937年2月、69ページ参照。
- 25) 『拓務時報』第75号、1937年6月、69～74ページ参照。
- 26) 同上書、71ページ。
- 27) 「第一回満州移民地方協議会ノ指示事項」(『拓務時報』第71号、69ページ)。
- 28) 前掲「対滿政策遂行に関する意見」(前掲『現代史資料11 続・満州事変』、915 ページ)。
- 29) 前掲『満州移民提要』、285 ページ。
- 30) 柚木駿一「農村経済更生計画と分村移民計画の展開過程」(前掲『日本帝国主義下の満州移民』、290～299 ページ) 参照。
- 31) この点は、以下の分村移民に関する諸論文において確認されている。  
森武磨「東北地方における農村経済更生運動と翼賛体制——山形県三泉村の事例」(『駒沢大学経済学論集』第8巻1号、1976年4月)、高橋泰隆「日本ファシズムと『満州』農業移民」(土地制度史学会『土地制度史学』第71号、1976年4月)、同「日本ファシズムと満州分村移民の展開」(前掲『日本帝国主義下の満州移民』、所収)、柚木駿一「『満州』農業移民政策と『庄内型』移民」(社会経済史学会『社会経済史学』42—5、1977年3月)、田中全「太平洋戦争下の満州分村移民」(ヘルメス編集委員会『ヘルメス(一橋大学学生研究誌)』第27号、1976年3月)、君島和彦「ファシズム下農村に於ける満州移民」(大江志乃夫編『日本ファシズムの形成と農村』、校倉書房、1978年、所収)、小林弘二『満州移民の村——信州泰阜村の昭和史』(筑摩書房、1977年)などが挙げられる。
- 32) 前掲「第一回満州移民地方協議会ノ指示事項」(『拓務時報』第71号、69ページ)。

## 2. 「青年農民訓練所(仮称)創設要綱」の策定

農業移民に課した軍事的・政治的役割を発現させるためには、当然にも彼らを満州に定着させなければならず、その農業経営の確立は必須の条件であった。関東軍と拓務省は、1935年、「北滿に於ける移民の農業経営標準案」を作成し、満州農業移民の4大営農方針として、「自作農主義」・「自給自足主義」・「農放混同主義」・「共同経営主義」を定立した<sup>1)</sup>。

1935年は「試験移民」期最後の年にあたり、1932年の第1次移民以来、入植数は約1,500戸を数えるに至っていた。ここで、「試験移民」期移民国の営農状況を概観しておこう<sup>2)</sup>。

移民団の営農は、まずもって、日本の満州侵略と同時に決起した旧東北軍閥系の軍隊を中心とする反滿抗日運動の動向に規定されていた。関東軍のすすめた土地収奪や武器回収などによって在来の農村支配機構をゆるがされた北滿富農・地主層を指導者として農民1万名が武装蜂起した「土竜山事件」(1934年3月)を頂点とするこの時期の抗日武装遊撃活動は、当然にも移民団が入植した北滿を中心に展開した。反滿抗日運動の高揚に直面した移民団は退団者が続出した。さらには、抗日遊撃部隊との交戦・警備業務への兵力投入に加え、技能労働者(とりわけ大工)不足のために難渋する移民村建設に大半の労力を投下し、農耕をすすめる労力は不足していた。さらにまた、移民団による北滿在来農法の採用とそれに対応し得ない技術水準の低位は、多くの

土地を未耕作のまま放置させた。北滿在来農法は、特に除草に多大の労働力を必要とし、大量の雇農と役畜の使用を前提としていた。農業労働者の大量雇傭は移民団の現金支出を増大させ、移民団は現金収入を得るために特定商品作物の栽培を志向し始めていた。また、中国人・朝鮮人農民を小作化し、未耕地を耕作させる傾向も広がってきた<sup>3)</sup>。

このように、「試験移民」期移民団の営農は、「自作農主義」・「自給自足主義」を否定する方向で進んでいたのがあった。この意味で、関東軍と拓務省が定立した経営案は当為でしかなかったと言えよう。

さて、「20カ年100万戸送出計画」策定の年、1936年の2月10～13日、第1次から第4次までの「試験移民」期移民団の団長を集め、「移民団長会議」が拓相官邸で開かれた。その協議事項のひとつとして、「各移住地共通ノ現象<sup>5)</sup>」である「労働力不足を打開すべく、「労働力ノ補給ニ関スル件」が提示された。これは、「不足労働力ヲ滿人ノ農業労働者ニ求ムルコトハ種々ノ関係ヨリ考へ考慮ノ余地<sup>6)</sup>」があるとして、その解消の方途を示したものであった。そこには、「家族労働力ノ充実」、「機械農具使用」と共に「未成年移住者ノ採用」が挙がっていた<sup>7)</sup>。そして、その採用方法について、「各移住地ニ訓練所制度ヲ設クベキカ或ハ徒弟制度ヲ採用スベキカニ充分研究シ置ク必要アリ<sup>8)</sup>」としていた。

だが、「20カ年100万戸送出計画」の第1期5カ年計画の実施に際して、こうした形態での未成年者の採用は実現しなかった。具体化したのは、「自由移民」に含まれる「農業移民ノ不足労働力補給ノ目的ヲ以テ呼寄セラルベキ農業労働者<sup>9)</sup>」としての移住であった。なお、移住地に訓練所を設ける構想は、「先遣隊」の「現地訓練制度」として具体化した。「先遣隊」は、さきに触れたように「本隊」入植に必要な諸準備にあたるものである。そのため、「一ケ年ニ亘リ身心ノ訓練ヲ行フト共ニ移民村ノ建設並滿州農法ノ一般ヲ修得<sup>10)</sup>」させることがこの制度の目的であった。だが、実施初年度（1937年度）の第6次移民の「先遣隊」に対する「現地訓練」の状況は、「徒に労働多くして効之に伴はずと言ふ如き結果<sup>11)</sup>」であった。その原因のひとつは、「各移民団共先遣隊の訓練を以て恰も労働力補給の如く考へたること<sup>12)</sup>」にあった。移民団の労働力不足はここにも影響を及ぼしていたのであった。

このように、さきの「移民団長会議」で提起された、労働力不足解消のための未成年者の採用は、「自由移民」の一環を成す、単なる「農業労働者」という位置づけで具体化した。ただ、「第一回滿州移民地方協議会」（1937年1月）において第1期計画が指示された時点では、前引したこの項の末尾に「(主トシテ未成年者ヲ予想ス)<sup>13)</sup>」と付記していたものが、5月公表の「滿州移民第一期計画実施要領」では、「(主トシテ少年移民ヲ予想ス)<sup>14)</sup>」となっていた。この変化は、一応は「農業労働者」としつつも、未成年者の移民に関する別の何らかの構想が、同実施要領の作成と並行して漸進的に具体化していたことをうかがわせていた。果して、「不足労働力補給ノ目的」にとどまらない未成年者の送出、しかも訓練所制度を採用した大規模な送出計画が間もなく現実化した。

1937年7月9～15日、関東軍は、移民関係者を集め「新京」で「会議」を開いた。これが青少年移民（未成年者の移民の意で用いる）構想具体化の第一歩であった。「会議」は、最終日の7月15日、「青年農民訓練所（仮称）創設要綱」（以下、「創設要綱」と略記する）を決定した<sup>15)</sup>。

「創設要綱」は、「純真なる日本内地農村青少年の現地訓練により真の建国農民たるに必要な精神を鍛錬陶冶すると共に滿州開拓を促進し民族協和を徹底し以て滿州建国の理想実現を期す<sup>16)</sup>」との「方針」以下、7項にわたって「要領」を掲げていた。「訓練所の組織並経営等の細

部に関しては別に之を定む<sup>17)</sup>」として、「要領」は大枠を規定するにとどまっていた。その内容は、①「概ね未耕地ニ万町歩及之に薪炭用山林等を附属」した訓練所に、「十六歳乃至十九歳の男子」を収容する、②そこで「農業労働を中心とする修練」を「満二十歳迄」行なうけれども、「訓練期間中約一ケ年を経過したる者は必要に応じ移住村附設小訓練所、鉄道総局附設小訓練所、其他の訓練施設に委託して訓練」する、③「退所後は原則として之を集団移民又は自警村移民として独立せしむるの外必要に応じ各移民の基幹員たらしむ」というものであった。また、訓練所の経営主体を満拓公社、日本における募集主体を満移協会としたほか、日本政府、満州国政府及び満鉄（南満州鉄道株式会社）の経費・施設援助の負担区分についても規定した<sup>18)</sup>。そして、以下のような「備考」を付記していた。

- 「一、本訓練所施設に依る青少年の収容は昭和十二年八月より開始し、遅くとも昭和十四年十二月迄に約三万人の収容を終了する如く予定す。
- 二、本訓練所は昭和十二年に一ヶ所同十三年に二ヶ所、計三ヶ所を開設す。
- 三、本年度の開設地は龍江省嫩江県靠山屯地区とす。
- 四、靠山屯訓練所に収容すべき先遣班は三百名とし概ね左の如く入所せしむ。
- 1, 第一班 一〇〇名 八月末
- 2, 第二班 二〇〇名 十月中旬
- 五、靠山屯訓練所に入所せしむべき訓練生は昭和十三年中に残員の三分の一、同十四年中に其の残余を入所せしむ。
- 第二、第三訓練所の位置は第七次集団移民入植地と共に之を決定し昭和十三年、同十四年中に予定人員を入所せしむ<sup>18)</sup>」

この、3万人の「日本内地農村青少年」に「現地訓練」を施すという「青年農民訓練所」創設の目的は如何なるものであったろうか。

それは、ひとことでは、「各種の方面に必要なる勞力供給の準備<sup>20)</sup>」であった。具体的には、第1に、既設移民団で不足している勞力の補填である。先述したように、勞力不足は移民団の農業経営確立の障害であり、その早急な解消が期待されていた。第2に、反満抗日運動への対処である。満州における抗日勢力の中核は、1936年末には、各種武装遊撃隊を核として11個軍を編成し終えた東北抗日連軍になっており、その武装兵力4万5,000人余の活動は1936年から1937年にかけてピークに達した<sup>21)</sup>。軍用施設や交通・通信網の破壊、移民団への襲撃などを行なう彼らに対して、関東軍は、満州国軍警の利用はもとより、自らの兵力を「治安」維持のために割かなければならなかった。また、移民団に「治安上の任務を過度に負担せしむることは彼らの農業経営を困難にし、経済生活を破壊し、入植を失敗に帰せしめる危険性<sup>22)</sup>」があった。そこで、「治安」対策の補助者として自由に駆使し得る青少年を、とりわけ移民団の保護と鉄道の防備を目的として「移住村附設小訓練所」、「鉄道総局附設小訓練所<sup>23)</sup>」に配備しようとしたのである。第3の目的は、入植用地の「管理」である。農業移民のための土地収用は、満拓公社及び満州国政府が強権的にすすめ、1941年3月までに2,002万6,000ヘクタールを獲得するに至る（第2表<sup>24)</sup>）。この時期に限ってみても約9万6,000ヘクタールの土地が確保されていた<sup>25)</sup>。移民事業用地として収奪した土地は、北満・中満に集中していた（第3表）。この地域は最大の抗日遊撃区でもあった<sup>26)</sup>。満州国治安部は、「匪民分離工作」として「集家工作」を行ない、遊撃区の「無住地帯」化を進

第2表 移民用土地取得状況 (単位: ha)

	総面積	(地価支払済)	(地価未支払)
滿州国政府	8,306,000	4,875,754	3,430,246
滿拓	11,720,000	5,925,176	5,794,824
計	20,026,000	10,800,930	9,225,000

(注) 滿州国政府は1941年4月末、滿拓は1941年3月末現在の数字。

(注) 喜多一雄『滿州開拓論』, 1944年, 364ページより作成。

めていた。「集家工作」の目的は、遊撃区に散在する地元農民を1カ所に強制移住させ、そこに「集団部落」を設置して当局の監視下に置くことによって、農民の情報提供を根絶し食糧・武器弾薬などの遊撃隊への流出経路を断つことにあった<sup>27)</sup>。これに伴って設定される「無住地帯」を放置すれば、遊撃隊の根拠地化を招来することになる。そこで、「無住地帯」化の徹底のために、その内部や周辺に訓練所を設置して、監視にあたらせようと考えたのである<sup>28)</sup>。第4の目的は、在滿軍隊への召集人員のプールである。大量の青少年を徴兵適齢まで把捉することは、陸軍省が求めていた、「在滿日本人の在滿軍隊への徴集及召集を容易且便益ならしむべき方策<sup>29)</sup>」に連なるひとつの試行であったと思われる。そして、第5の目的として、「理想的の移民村<sup>30)</sup>」の形成が挙げられる。既設の移民団においては、「徒ニ日本人トシテノ特権的保護ヲ享ケントスルカ如キ婦女子ノ思想」や「他民族ト感情的衝突ヲ起シ或ハ滿州国家ノ組織ヨリ遊離シテ日本人ノミノ特殊の団体ヲ作ラントスルカ如キ思想」が横溢し<sup>31)</sup>、関東軍が、移民の言動について「格別ノ自粛<sup>32)</sup>」を指示しなければならないような状況にあった。それが、「滿州移民の真の魂を徹底的に打ち込むこと容易

第3表 移民用土地省別分布状況 (地価支払済分) (単位: ha, %)

省名	滿州国政府		滿拓		計	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
黒河	17,042	(0.5)	205,974	(3.5)	223,016	(2.1)
北安	1,457,628	(31.4)	589,965	(10.0)	2,047,593	(19.4)
三江	136,636	(2.9)	2,250,061	(38.0)	2,386,697	(22.6)
東安	186,909	(4.0)	1,049,345	(17.7)	1,236,254	(11.7)
牡丹江	45,303	(1.0)	172,856	(2.9)	218,159	(2.06)
間島	32,595	(0.7)	1,208	(0.02)	33,803	(0.3)
龍江	2,172,894	(46.8)	336,124	(5.7)	2,509,018	(23.7)
滨江	169,416	(3.6)	943,100	(15.9)	1,112,516	(10.5)
吉林	231,988	(5.0)	356,902	(6.0)	588,890	(5.6)
奉天	62,006	(1.3)	11,605	(0.2)	73,611	(0.7)
錦州	120,926	(2.6)	2,753	(0.05)	123,679	(1.2)
安東	3,217	(0.06)	2,102	(0.04)	5,319	(0.05)
興安東	6,512	(0.14)	2,055	(0.03)	8,567	(0.08)
興安南	0	(-)	1,125	(0.02)	1,125	(0.01)
計	4,643,072 <sup>(1)</sup>	(100.0)	5,925,175 <sup>(2)</sup>	(100.0)	10,568,247 <sup>(3)</sup>	(100.0)

(注) (1), (2), (3)は原表では, (1)4,753,072, (2)5,925,176, (3)10,678,247である。

(注) 前掲『滿州開拓論』, 364~365ページより作成。

なお、同上書に於ける北滿、中滿等の区分を示せば以下の通りである。

北滿—黒河, 北安, 三江      中滿—龍江, 滨江, 吉林  
 東滿—東安, 牡丹江, 間島      南滿—奉天, 錦州, 安東  
 西滿—興安東, 興安南



「滿移（協会——引用者）にて文部大臣安井氏以下文部省の高官一〇名程を招き、主として滿州移民の訓練、少年移民等に付き当方の意見をのべる。安井文相極て熱心に質問し一同満足す<sup>39)</sup>。」

政策段階における文部省と拓務省・滿移協会の連携は明確にし得ないけれども、募集対象が青少年である以上、小学校・青年学校あるいは青年団を通じて趣旨を徹底することが募集上有効であるとの判断がそこに介在していたことは言うまでもない。また、教員が、青少年に対する働きかけにおいてはもとより、新たな政策の地域末端への浸透を図る上で有力な媒体として想定されていたであろうことも疑いない。

一方、滿拓公社は、「建設班」を組織して訓練所の建設に着手した。開設予定地（「龍江省嫩江県靠山屯地区」）の土地買収をめぐる省及び県側との折合いがつかないまま、工事は強行された<sup>40)</sup>。その後、「先遣班」第1班用の第1宿舍は10月末に完成したものの、第2宿舍の大半が未完成のまま、11月15日、「嫩江開拓訓練所」として開所するに至る<sup>41)</sup>。そして、「創設要綱」に基づいて設置されたこの訓練所は、開所と同時に、新たな青少年移民計画の中に定置されることになるのである。

#### 注

- 1) 浅田喬二前掲論文（前掲『日本帝国主義下の滿州移民』、22ページ及び41～42ページ）参照。
- 2) 滿州農業移民の営農状況については、小林英夫「滿州農業移民の営農実態」（同上書、所収）の外浅田喬二「滿州農業移民の営農化・地主伏状況」（『駒沢大学経済学論集』第8巻第3号、1976年12月）、同「滿州移民の農業経営状況」（『同上』第9巻第1号、1977年6月）、参照。
- 3) 小林英夫同上論文（同上書、412～434ページ）参照。
- 4) 他の営農方針の破綻状況については、小林英夫同上論文及び浅田喬二前掲論文（前掲『駒沢大学経済学論集』第9巻第1号、85～94ページ）参照。
- 5) 拓務省拓務局東亜課『協議事項打合会議記録』、1936年。
- 6) 同上書。  
ここに言う「種々の関係」のひとつは、中国人、朝鮮人農民の雇農乃至小作人化、すなわち移民団の富農化・地主化の傾向が「封建的な階級対立に民族的要素を加味した緊張状態を拡大再生産して行く危険性を持っている。これは（中略）将来滿州治安の癌に転化する要素を持っている。」（滿州国軍事顧問部『滿州共產匪の研究（第二輯）』、1937年、144ページ）、という危惧であったことは疑いない。
- 7) 前掲『協議事項打合会議記録』。
- 8) 同上書。
- 9) 前掲「滿州移民第一期計画実施要領」（『拓務時報』第75号、70ページ）。
- 10) 同上（同上書、72ページ）。
- 11) 滿州拓植委員会事務局『第一回移民団長会議議事録』、1937年9月、181ページ。
- 12) 同上
- 13) 『拓務時報』第71号、71ページ。
- 14) 『拓務時報』第75号、70ページ。
- 15) この「会議」の詳しい内容は残念ながらわからないが、雑誌『偕拓』第4巻第4号（滿州拓植公社、1940年5月）に次のような記述が見られる。

「内地より加藤完治先生が携行の案を骨子として、滿拓の中村事業部長（現滿拓理事）の手により立案された『青年農民訓練所案』が七月十二日に第一回正式協議に上されて居る。次いで両三次の検討会議の後同月十五日に前記訓練所案と共に青年農民訓練所創設要綱案が最後の決定を見て居るのである。」（佐藤秀堂「滿州開拓青年義勇隊物語」、44～45ページ。佐藤は「会議」当時、滿拓総裁室企画主任。）

また、同稿には、「満拓中村部長立案の『青年農民訓練所の組織と予算』を決定した」との記述もある(45ページ)。

なお、「会議」の出席者は、関東軍はじめ、拓務省、満州国産業部拓政司、満州国軍政部、満拓公社、満鉄等関係機関を網羅し20名に及んだという(同上)。

- 16) 前掲『第一回移民団長会議議事録』, 254 ページ。  
ここで依拠する「創設要綱」は、「第一回移民団長会議」における配布資料として「青年農民訓練所創設案説明」と共に同上書に収められているものである。なお、これは「総務庁」名のものであるが、前掲『満州開拓史』(242～243 ページ)には同様内容の「関東軍参謀部第三課」名の「創設要綱」が載っている。後者は「会議」における決定案であり、前者が「総務庁」名になっているのは、「創設要綱」が満州国の政策となったことを意味する。
- 17) 前掲『第一回移民団長会議議事録』, 254 ページ。
- 18) 同上書, 254～255 ページ参照。
- 19) 同上書, 255 ページ。
- 20) 「青年農民訓練所創設案説明」(同上書, 257 ページ)。
- 21) 田中恒次郎「日本帝国主義の満州侵略と反満抗日闘争」(前掲『日本帝国主義下の満州移民』, 678 ページ) 参照。
- 22) 前掲『満州共産匪の研究(第二輯)』, 146 ページ。圏点は原文。
- 23) 鉄道総局とは、満鉄の部局のひとつである。自由移民の一種として、「創設要綱」にもある「鉄道自警村」の設置を1953年から行っていた。「鉄道自警村」は、「治安維持を第一義」として「駐満軍隊の除隊兵を以て組織」され、「営農の傍ら交替制に依って鉄道の警備」に当るものであった。1937年までに、23カ村、448戸が入植していた。「青年農民訓練所」の創設後は、輩出する訓練生の入植により、設置が進められることになった。(満州国通信社『満州開拓年鑑』康徳7年版, 1940年5月, 142～143 ページ参照)。
- 24) 浅田喬二『日本帝国主義下の民族革命運動』, 未来社, 1973年, 419 ページ参照。
- 25) 満史会編『満州開発四十年史』補巻, 同書刊行会, 1965年, 249 ページ参照。
- 26) 前掲『日本帝国主義下の民族革命運動』, 420～421 ページ参照。
- 27) 「集家工作」について詳しくは、前掲『満州共産匪の研究(第二輯)』(315～335 ページ)、満州国史編纂刊行会編『満州国史(各論)』(満蒙同胞援護会, 1971年, 332～335 ページ)、加藤豊隆『満州国警察小史』(満蒙同胞援護会, 1968年, 102～105 ページ)等を参照。
- 28) 日本人農業移民(第6次～第8次)が遊撃区内の「無住地帯」化された地域に入植し、遊撃区を狭めて行く過程については、山田豪一「満州における反満抗日運動と農業移民(下の二)」(歴史科学協議会『歴史評論』146号, 1962年10月, 72～75 ページ) 参照。
- 29) 前掲「満州開発方策綱要」(前掲『現代史資料8 日中戦争1』, 707 ページ)。
- 30) 前掲「青年農民訓練所創設案説明」(前掲『第一回移民団長会議議事録』, 257 ページ)。
- 31) 「移民指導員ニ対スル訓示(昭和十二年四月五日第六次指導員ニ対シ関東軍参謀長ヨリ与ヘラレタルモノ)」(前掲『満州移民提要』, 128～129 ページ)。
- 32) 「移民団員ニ与フル注意(昭和十二年八月十一日附関東軍参謀長通牒)」(同上書, 131 ページ)。
- 33) 前掲「青年農民訓練所創設案説明」(前掲『第一回移民団長会議議事録』, 256 ページ)。
- 34) 同上書, 254 ページ。
- 35) 学務部長通牒「満州開拓青少年移民募集ニ関スル件」(下伊那郡千代村役場『自昭和十一年度満州移民関係綴』)。
- 36) 1937年7月27日付各町村長宛学務部長通牒「満州開拓青年移民ニ関スル件」(南佐久郡北牧村役場『移植民関係綴』)。
- 37) 1937年9月6日付市町村長・青年学校長宛学務部長通牒「満州開拓青少年移民募集ニ関スル件」(『長野県報』第1090号)。
- 38) 『拓務時報』第83号, 1938年2月, 14～15 ページ参照。

なお、出身県別に記せば、長野 123 名、山形 122 名、宮城 31 名、新潟 11 名、愛知 4 名、埼玉 2 名である。

39) 内政史研究会編『大蔵公望日記』第 2 巻、1974 年、359 ページ、1937 年 9 月 9 日の条。その他、346、355 ページ参照。

なお、この会合について、『拓け満蒙』昭和 12 年 10 月号（満州移住協会、1937 年 10 月 1 日、44 ページ）は、「文部省が教育網を動員 青少年移民に乗出す」との見出しで伝えている。

40) 佐藤秀堂「満州開拓青年義勇隊物語二」（『偕拓』第 4 巻第 5 号、1940 年 7 月、48～52 ページ）参照。

41) 同上（同上書、52～58 ページ）参照。

## 第 2 章 「満蒙開拓青少年義勇軍」の創設

### 1. 青少年移民の制度化

1937 年 7 月 7 日、「蘆溝橋事件」を契機として日中戦争は全面化した。7 月 27 日には、日本政府はそれまで 2 度にわたり延期していた日本からの派兵を決定し、参謀本部は北平・天津周辺への攻撃とその占領を現地日本軍に命じた。翌 28 日早朝から、関東軍・朝鮮軍の増援を受けた支那駐屯軍は、中国第 29 軍に対し総攻撃を開始した。さらに、8 月 9 日には、関東軍がチャハル省を中心に内蒙侵攻作戦を開始するに至った。華北における戦線の拡大が明白になる一方、華中においては、8 月 13 日、上海海軍特別陸戦隊が中国軍との戦闘を開始し、8 月 15 日には、第 3・第 11 の内地師団を中心とする上海派遣軍の編成・動員が命令されるに至った。そして、9 月 2 日、日本政府は従来の「北支事変」という呼称に代えて「支那事変」と称することを正式に決定し、進行する事態が中国との全面的な戦争であることを認めるに至ったのである<sup>1)</sup>。

こうした情勢の下、満州拓植委員会は、9 月 15～17 日、「第一回移民団長会議」を「新京」で開いた。この会議における指示事項のひとつに、「少年移民に関する件」があった。その内容は、「本移民の成否は大量移民の実施に至大の関係を有するを以て各位に於ても其の指導援助に付格段の努力あり度<sup>2)</sup>」というものであった。その際、先述の「創設要綱」が、「現地決定案」として提示された。そして各般の諮問事項の内、移民団及び移民個人の地主化傾向と中国人・朝鮮人農業労働者の大量雇傭の解消に関する諮問——「移民団の地区内の小作関係は如何に規整するを適當とするや如何」（第 5 号）及び「移民団労力補給に関し最も有効適切なる方策如何」（第 7 号）——に対し、「移民村附設小訓練所は原則として未懇地の多き団に設置し以て団の經理を補うこと<sup>3)</sup>」及び「移民村附設小訓練所より労力の補給を仰ぐこと<sup>4)</sup>」との答申が、同会議においてなされた。

青少年移民計画は、「20 年 100 万戸送出計画」と相関する重要施策として移民政策に位置づくに至っていたのである。ただ、「大量移民の実施に至大の関係を有する」との意義づけは、「20 年 100 万戸送出計画」に基く成人移民の量的補完の謂ではなかった。青少年移民は、労力補給を目処とする「現地訓練」によって、大量移民計画を側面あるいは基底から支える存在であった。その労力補給の対象が移民団の営農にとどまらないことは言うまでもない。とりわけ「治安」対策の補助の点では、東北抗日連軍を中心とする満州における抗日闘争が「全面侵略をはじめた日本の後方拠点を破壊するという任務<sup>5)</sup>」を持ち始めたことからすれば、それへの対処は「創設要綱」策定時よりも緊要度が高まっていた。だから、その意味でも、青少年移民は「今後は大量移民計画と並びまして、移民事業の重大なる一部門となるべきもの<sup>6)</sup>」であった。けれども、それは大量移民計画に取ってかわるというのではなく、また、大量移民計画への系統的な組み込みを強く意識したものでもなかった。この点は、関東軍をはじめとする移民関係機関が、成人によ

る大量移民計画を円滑に遂行し得ると判断していたのかもしれない。

だが、こうした推測が無用であることをその後の日中戦争の展開が示した。日本陸軍は、新たに北支那方面軍を編成し、9月中旬から10月上旬にかけて保定から石家荘まで侵攻したが、9月22日に第2次国共合作を確立し抗戦体制を一段と強化した中国を屈服させることはできなかった。そして、10月下旬に至り、陸軍は苦戦を続ける上海方面を支援する形で華中に主戦場を移す方針を採り、新たに投入した第10軍（3個師団）と1個師団を増加した上海派遣軍をもって杭州湾上陸作戦を開始した。これは、「完全な不拡大方針の破綻、短期限定戦略の失敗の自認<sup>7)</sup>」であり、すでに華北における戦闘だけでも8個師団約37万人の軍隊を投入したものが、結局12月に南京を占領するまでに16個師団約60万人にのぼる大兵力を投入することになるのである<sup>8)</sup>。戦争の長期化の基底的な要因が、日本政府・軍による中国の抗戦能力の軽視であり、その抗戦力を支える広範な抗日運動が満州侵略に対する民族的な抵抗であるという事実の認識の欠如あるいは積極的不承認であったことは言うまでもない。

このような情勢にあって、兵力であると同時に移民要員でもある20～30歳代の予備後・後備役の動員が大量移民計画の遂行に及ぼす影響を、移民関係機関が懸念し始めたと考えすることは困難ではない。さきの「第一回移民団長会議」後、「青年農民訓練所」に收容すべき青少年の送出を制度化すべく、拓務省と満移協会は所要経費の翌年度予算への計上に向けて準備を進めていたけれども<sup>9)</sup>、そうした「懸念」がこの準備活動に作用しないわけはなかった。

11月3日、「満蒙開拓青少年義勇軍編成に関する建白書」（以下、「建白書」と略記する）なる文書が、近衛首相以下各閣僚及び内閣参議に提出された。その署名人は、石黒忠篤（農村更生協会理事長）、大蔵公望（満州移住協会理事長）、橋本伝左衛門（満州移住協会理事）、那須皓（同前）、加藤完治（同前）、香坂昌康（日本連合青年団理事長）の6名であった<sup>10)</sup>。「建白書」は、青少年移民の制度化、すなわち、「満蒙開拓青少年義勇軍」の設立を求めたものであった。それは、義勇軍の編成・送出が「満州移民国策拡充即行」の「最も適切有効なる実行方法」であるとして、「開拓訓練即教育、軍事教練即警備なる現地の環境に即応せる方法」による訓練制度の有用性を訴えると共に、以下の如く、効率の良い事業であることを強調しその実行を慫慂していた<sup>11)</sup>。

「我政府の負担すべき経費に至りては、青少年一人に対し約二百五十円、緊急所要人員を充す為に昭和三十三年度内に於て開設せんと欲する五カ所の大訓練所收容人員合計五万人に対しては、合計約一千二百五十万円に過ぎず。国家財政非常の際と雖も、此の義勇軍の活動により節約し得る直接間接の国防費の巨額なるに想到せば本事業に対する所要金額の如きは敢て云ふに足らざるなり」

「建白書」は、次の2点において注目すべきものであった。ひとつは、「青年農民訓練所」に收容すべき青少年に「満蒙開拓青少年義勇軍」なる呼称を与えたことである（後述<sup>12)</sup>）。さらにひとつは、「創設要綱」では3カ所の訓練所に3万人を收容するとしていたのに対して、5カ所の訓練所に一挙に5万人を收容する計画に拡張したことである<sup>13)</sup>。

拓務省は、この新たな青少年移民計画に着手する旨を11月30日の予算閣議で明らかにした。「満州に対する青年移民送出に関する件」として上程された以下の如き案件は、即日決定された。

「現下満州国の実情に鑑み、速かに多数の日本内地人を満州に移住定着せしむる要あるとこ

る、既定計画たる壮年の移民のみをもってしては、この必要を充たすこと困難なるに付、政府においては昭和十三年度より可及的多数の青年移民を実施し、もって非常時局に対応するため、昭和十二年度および昭和十三年度追加予算に計上の方針をもって、急速に具体案の作製に努むること<sup>14)</sup>」

この「具体案の作製」の進捗状況は、数日後、次のように報道された。

「拓務省では明年度追加予算で少年移民を実現する事に閣僚の諒解を得ているので具体案を作成中であるが少年移民案の要綱は大要左の如きものである

- 一、少年移民は滿州国防の第二線を承る事を目的とし満十六才より満十九才迄の少年を大日本青年連盟を通じて募集する
- 一、第一期少年移民の実行は明和十三年度（緊急経費は昭和十二年度追加予算として一部要求する）より四箇年計画とし総数十五万人昭和十三年度の第一年目の予定は三万人乃至五万人である。
- 一、拓務省の支出する補助金は一人当り初年度二百八十円で二十一才の壮年に達した場合は集団移民に組み替へ更に集団移民としての補助金を補給する（但しこの場合少年移民費二百八十円は集団移民費より差し引く）
- 一、この結果少年移民は拓務省の五箇年十万户移民計画中に織り込まれ合流する事となるので集団移民の年度割予定数は幾分減少して差支ない事となる。
- 一、満州国側では現在約五万人の少年移民を収容するに足る設備を有して居るのでなるべく速やかに実施を期している<sup>15)</sup>」（圈点——引用者）

閣議決定を見た「青年移民」の目的は、「滿州国防の第二線を承る事」にあった。その送出計画を「四箇年計画」としたのは、「20カ年100万户送出計画」の第1期計画の終了年次に合わせたものであるが、それを「第一期」としたことは、「十五万人」送出後も計画を継続する予定であることを示していた。さらに、「青年移民」が「壮年に達した場合は集団移民に組み替え」、「五箇年十万户移民計画中に織り込」むこととした。つまり、第1期5カ年計画を充足することを前提に「青年移民」の継続的な送出をなすことにしたのである。これは逆に、「青年移民」の存在を前提としなければ、「20カ年100万户送出計画」はその大量性を維持し得ないことを移民関係機関が認めたことを意味する。そして、「少年移民を収容するに足る設備」なるものがほかならぬ「青年農民訓練所」であった。

青少年を送出する「具体案」は間もなく策定された。12月22日、拓相官邸において、拓務省、陸軍省、関東軍、滿移協会、滿拓公社等の代表が会合の上決定した、「青年移民実施要領及理由書」（以下、「実施要領」と略記する）がそれである<sup>16)</sup>。

「実施要領」は、まず、「概ね十六歳乃至十九歳迄の青年を多数滿州国に送出し、大量移民国策の遂行を確實且つ容易」にすることを「目的」に掲げた。それに必要な人員数を「差当り十三年度に於いては五万人とし、如何なる場合に於いても三万人を下らざるものとす」とした。その募集は、滿移協会及び大日本連合青年団等各団体の協力の下に行う。その際、「雪害地方、冷害地方等特殊の事情を有し送出員数に付特に考慮を要すべき地方より多数募集する様特別の配慮を為す」としたが、これは前章で触れた「農民救済の為之を移植する着意」の裏返し表現にほか

ならなかった。訓練関係については、まず、渡満以前に「内地訓練」を施すために「青年移民訓練所を特設」することにした。ただ、「二ヶ月間の訓練期間は輸送並に現地施設等の関係より短縮することあるべし」としており、訓練自体の位置づけは左程高くはなかった。「現地訓練」は、「青年農民訓練所」において渡満後20歳まで、1,000人に付き12人の「指導員」の下で行なうものとした。ただ、訓練期間は明示しておらず、訓練所の位置・設置数についても「少数に止むる方針の下に現地に一任」するとのみ記していた。そして、渡満費用は政府が負担、「訓練を終了したる者は逐次既定計画たる壮年移民に繰り入れ」と記し、大量移民計画との連動性を明示した。

この「青年移民」の実行を促進した条件が、日中戦争の展開に伴う「満州国防の第二線」の不安定化であることは、以下の「理由書」に明らかであった。

### 「理由

満州移民か満州国の健全なる<sup>(マツ)</sup>発達に密与する所大なるは既に周知の処、今次の支那事変を機とし、国防の充実に治安の確保に関し、満州移民の重要性は正に再認識を要請しつつあり。即ち満州国に在りては一朝有事の時に際し鉄道<sup>(マツ)</sup>の守備、在満日本人の保護、政治的思想的目的を以てする後方攪乱の予防鎮圧、軍需品配給の安全等、後方勤務の爲に相当の警備力を要するの<sup>(マツ)</sup>実情に在り。然して此の場合皇軍をして後顧の憂無く、専ら前敵に当るを得しめんが爲には、速かに多数優良なる日本内地人を満州に移住定著せしむるの外なし。

之れ満州大量移民の軍事並に治安上に於ける重要意義なりとす。然るに既定計画たる壮年移民に在りては時局に対応するに足るべき大量の移住を短期間に遂行することは比較的困難なり。之に反し青年移民に在りては大量の送出容易なるのみならず、単独移住の期間長く、且つ建国精神並に満州移住の重要使命を徹底せしむること易く、又春秋に富むを以て充分なる農道の教養に依り理想農村の建設を期することを容易なり。

翻って内地の現状を觀るに就職適齡期に達する者毎年五十万を算へ職業を求めて離村する者亦二十万を下らず。其の鬱勃たる活動力を充分に發揮せしむるは国民体位の向上、思想善導の叫はるる今日極めて時宜に適したる企図と云ふべし、之れ青年移民を計画したる所以なりとす<sup>17)</sup>。」(圈点——引用者)

満州においては、「国防の充実」と「治安の確保」とは相即不離の関係にあった。前者がソ連の動向に、後者が反満抗日闘争の動向に関わっていることは言うまでもない。

ソ連と関東軍は、1937年だけでも、カンチャーズ島事件(6月)など113回にわたる「国境紛争」を繰り返していた<sup>18)</sup>。日中戦争の全面化に伴い、関東軍は、「蘇連ノ挙措逆睹シ難キモノアリ<sup>19)</sup>」とソ連参戦に対する危惧を強めた。また、ソ連が中国と不可侵条約を締結(8月21日)した上、中国に対して兵器・燃料などの物資援助を始めたことは、日中戦争の早期終結による対ソ戦備の充実を陸軍に促進した。だが、先述のように大兵力による一撃で中国を屈服させるという短期限定戦略は破綻した。一方、東北抗日連軍を中心とする武装遊撃活動の活発化は、1936年10月以来「北部東辺道討伐」を軸に「第三期治安肅清工作」を進めてきた関東軍に対して、1937年10月から新たに「三江地区討伐」を始めることを余儀なくした。関東軍は、こうした「治安の確保」のために、「国防の充実」の基礎たる兵力を投入しなければならなかった。日中戦争の長期化に対する関東軍の危惧、すなわち、「殊ニ満州国民心ニ及ホス影響ハ逐日憂慮スヘキモノヲ

生スヘク、対蘇作戦準備トシテ人心ノ安定治安ノ確保上重大ナル作用アルノミナラス兵備ノ充実資材ノ整備乃至日滿産業五ヶ年計画ノ遂行等日ヲ経ルニ從ヒ支障累加スル<sup>20)</sup>」との危惧は現実のものになってきた。対中長期戦争の遂行と対ソ戦勃発への対処という「最悪の事態に即応すべき準備<sup>21)</sup>」が必要になってきたのである。「青年移民」は、その一環として案出されたのである。

「青年移民」は、まずもって、「皇軍をして後顧の憂無く、専ら前敵に当るを得しめんか為」の「相当の警備力」として必要であった。更に、兵站線の短縮と召集人員の留保のためにも必要であった。すなわち、16～20歳の青少年を「郷軍として全滿に分散させれば、有事の際に、一挙に応召し得、間髪を入れざる編成を完了し得るし、若し之等の郷軍が悉く農業者たりせば戦時乃至準戦時の糧秣現地調弁の理想も完璧を期し得る<sup>22)</sup>」と期待されたのである。関東軍は、こうした「軍事並に治安上に於ける重要意義」を「青年移民」に負わせたのであった。「理由書」の文言からすれば、満州農業移民の果たすべき役割の中で、軍事・治安上の役割への期待が日中戦争の展開に伴って肥大化したのであって、その意味では、「既定計画たる壮年移民」も同様に「軍事並に治安上の重要意義」を負っていた。しかし、成人移民では、「時局に対応するに足るべき大量の移住を短期間に遂行すること」は困難であった。日中戦争に動員された兵力の役種構成は、1938年段階で、すでに半数近くが1920～1929年に徴兵を終えた30歳代の後備役兵であった<sup>23)</sup>。このような農村においても工場においても「最も熟練した労働力であり、全ての点で国内生産をささえる中心的な年代<sup>24)</sup>」を兵力として動員している情勢下に、その年齢層を根幹とする農村成人男子の大量抽出を一挙に行なうのは困難であった。さらに、成人移民の場合、負債整理や残存家族の扶養など、解決に時間を要する問題をかかえており、補助金（1戸あたり、集団移民は1,000円、自由移民は500円<sup>25)</sup>）を要する点からしても、送出数の飛躍的増加は望み難かった。これに対して、「理由書」は、「青年移民」は「大量の送出容易」としていた。それは、青少年の場合、「成人に比較して、当人の生活費は著しく低く、扶養家族等がないから、一人当りの国庫補助金は僅少で済む。移植に伴ふ財産的社会的諸条件が単純だから、大量送出に支障がない<sup>26)</sup>」ためであった。さらには、「理由書」にもある如く、農村部から都市部の商工業地帯へ青少年層が大量に離村している状況が、「此種年齢層を一挙に、大量的に移植せしめても、それは内地農業生産力を犠牲にする憂を伴はない<sup>27)</sup>」との判断を移民関係機関にもたらしていたからであった。

さて、「実施要領」決定後、拓務省は、所要経費及び正式な送出員数について大蔵省との事務折衝を開始した。その結果、初年度の送出員数は3万人と決定し経費の査定を終えたため、拓務省は、緊急所要経費を「昭和十二年度歳入歳出予算追加案（第二号）」に、初年度所要経費を「昭和十三年度歳入歳出予算追加案（第二号）」に各々計上した。そして、開会中の第73回通常議会において可決された両追加予算案は、前者は3月15日、後者は3月29日、それぞれ公布された<sup>28)</sup>。また、送出員数の決定後、拓務省は、具体的な実行方策として「満州青年移民実施要綱」（以下、「実施要綱」と略記する）を公表した<sup>29)</sup>。「実施要綱」はさきの「実施要領」を基にしており、その骨子は変わらないけれども各措置は当然の如く一層具体的になっていた。

「実施要領」との異同について触れておこう。まず、募集について、「募集機関ハ道府県<sup>30)</sup>」と明示した。「実施要領」にあった「特別の配慮」は記していなかった。「内地訓練」のための訓練所は「茨城県東茨城郡下中妻村内原<sup>31)</sup>」に設置することにした。訓練期間は約2カ月で「実施要領」と変わらないが、短縮の可能性については記していなかった。また、その訓練終了後は「東京經由渡満<sup>32)</sup>」させることにした。「現地訓練」の期間は「概ネ三ヶ年間<sup>33)</sup>」とし、5カ所の訓練所の設置地域及び収容予定人員数（後述）を明示した。また、「指導員」以外の訓練所職員につ

いても記していた<sup>34)</sup>。

この「実施要綱」に基き、「満州青年移民」という新たな「国策移民」が1938年度から展開することになった。こうして、「20カ年 100万戸送出計画」に胚胎していた青少年移民構想は、「現地訓練」に象徴される独自の意義を付与された「満州青年移民」の送出計画の確立として具体化したのである。

#### 注

- 1) 歴史学研究会編『太平洋戦争史 3 日中戦争Ⅱ』, 青木書店, 1972年, 13~22ページ参照。
- 2) 「指示事項 八, 少年移民に関する件」(前掲『第一回移民団長会議議事録』, 45ページ)。
- 3) 「諮問第五号答申」第2項(同上書, 192ページ)。
- 4) 「諮問第七号答申」第1項(同上書, 193ページ)。
- 5) 田中恒次郎前掲論文(前掲『日本帝国主義下の満州移民』, 685ページ)。
- 6) 前掲『第一回移民団長会議議事録』, 46ページ(平川拓政司理事官による「指示事項」説明)。  
なお、「拓政司」は, 1935年7月, 満州国民政部に設けられた移民専掌機関である。
- 7) 前掲『太平洋戦争史 3 日中戦争Ⅱ』, 24ページ。
- 8) 秦郁彦『日中戦争史』, 河出書房新社, 1961年, 287ページ参照。
- 9) 詳しい状況はわからないが、『村——農村更生時報』(農村更生協会)には、「第一回移民団長会議」に出席した杉野忠夫(農村更生協会理事)による次のような記述が見られる。  
「九月二十六日。今日は終日ハルピン滞在, 満州移民協会の訓練部長野々山彦鑑君, 飯島連次郎君, 山崎団長等と加藤先生を囲んで義勇軍訓練所の宿舎問題やら, 内地へ帰へって運動する際の作戦資料に関して相談会を開く。」(「同志通信 戦塵を浴びて(第五信)」, 昭和13年3月号, 36ページ)。  
「十月十日, 坪上満総裁邸にて要人連の会合あり。加藤先生離満に当てる最後の協議会あり。内地組は十一月末日迄に, 青少年義勇軍決行の国策を決定する挺身的活動の結束を定む。」(「同上(第七信)」, 昭和13年8月号, 24ページ)。  
なお, 杉野は次に述べる「満蒙開拓青少年義勇軍編成に関する建白書」の起草者とされている(前掲『満州開拓史』, 244ページ)が, 上引の文章は翌年のものであり, 9月の時点でこの呼称を考えていたかどうかはわからない。
- 10) 括弧内は, 「建白書」に記された肩書である。
- 11) 全国拓友協議会編『写真集 満蒙開拓青少年義勇軍』, 家の光協会, 1975年, 182~183ページ参照。  
因みに, 前掲『満州開拓史』(244~246ページ)及び前掲『加藤完治全集』第5巻(341~343ページ)所収の「建白書」は, 後引部分の「直接間接の国防費」のくだりはそろって「直接間接費」となっている。
- 12) この呼称について加藤完治は次のように記している。  
「拓務省においては, 移民事業を取り扱う主管官庁であるために, 相成るべくは満蒙青年開拓団としてくれ, 省内において又県庁等に差し出す公文書においてはこの名を用いるからと申されたが, 我らは実は無理を主張し, 拓務省の了解の下に, 満蒙開拓青少年義勇軍という名を徹底することにしたのである。」(『弥栄』第182号, 1938年1月, 加藤完治全集刊行会編『加藤完治全集』第5巻, 同刊行会事務局, 1980年?), 364ページ)。  
しかし, 公文上の「徹底」を見るのは, 「満州開拓政策基本要綱」(1939年12月公布)策定の時期に至ってからである。
- 13) 杉野忠夫によれば, 「団長会議の会期中に, 一万が三万になり, 三万が五万になると云ふ飛躍振りで, とうとう十一月一パイに三万でも五万でも, 内地の方が話がまとまれば現地では其の用意をすと云ふ事になった」という(「同志通信 戦塵を浴びて(第四信)」, 『村——農村更生時報』昭和13年2月号, 29ページ)。
- 14) 前掲『満州開拓史』, 246~247ページ。

なお、満州拓植公社東京支社『満州開拓青年義勇隊現地訓練所概要』（1939年）は、閣議決定を10月3日としており（3ページ）、検討の余地を残しているが、ここでは『満州開拓史』の記述に拠った。

15) 1937年12月4日付『東京朝日新聞』（朝刊）。

「少年移民」となっているけれども、さきに閣議決定した「青年移民」を指すことは内容から明らかであろう。

16) 「実施要領」の全文については、前掲『満州開拓論』、272～275ページ参照。

なお、以下の引用はすべて同書からである。

17) 同上書、272～273ページ。

18) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍<1>』、朝雲新聞社、1969年、310ページ参照。

19) 「意見具申（案） 関東軍司令官ヨリ参謀総長、陸軍大臣宛（昭和十二年八月十三日）」（白井勝美・稲葉正夫編『現代史資料9 日中戦争2』、みすず書房、1964年、27ページ）。

20) 同上。

21) 関東軍司令部「支那事変対処具体的方策要綱（昭和十二年十月一日）」（同上書、45ページ）。

22) 前掲『満州開拓青年義勇隊現地訓練所概要』、3ページ。

23) 藤原彰「日本ファシズムと対中国侵略戦争」（藤原彰・野沢豊編『日本ファシズムと東アジア』、青木書店、1977年、14ページ）参照。

24) 同上。

25) 前掲「満州移民第一期計画実施要領」（前掲『拓務時報』第75号、73ページ）参照。

26) 前掲『満州開拓青年義勇隊現地訓練所概要』、2～3ページ。

27) 同上書、3ページ。

28) 『法令全書』昭和十三年三月、103ページ及び204ページ参照。

両案とも歳出臨時部に計上された。昭和12年度分は、「満州移植民費」として61万9,060円（臨時部総計は1,150万7,163円）が計上された。その内訳の中で費目から明らかに「青年移民」関係費とわかるのは、「青年移民指導員養成費」（6,912円）のみであったけれども、『昭和十三年 公文類聚』第62編第60巻の「財政門 会計四——予算三止」には、「青年移民ニ関スル経費」として「本年度所要額六拾一万九千六拾円ヲ臨時部第三款ニ追加予算セリ」とある。

また、昭和13年度分の計上額は、586万3,718円（臨時部合計1億1,580万6,264円）で、その内、「満州移植民費」は557万5,883円であった。内訳は、「指導監督費」5万933円、「移植民保護奨励費」105万8,100円、「補助費」162万4,850円、「移住地事情紹介費」10万円、「青年移民指導員養成費」14万4,000円、「青年移民費」259万8,000円となっていた（昭和12年度分については前掲『法令合書』105ページ、昭和13年度分も同じく210ページ、参照）。

29) 「実施要綱」の全文については、『拓務時報』第85号、1938年4月、168～169ページ参照。

なお、「実施要綱」の作成経緯がわからず、日付の確定はできなかった。ただ、「二、送出員数」の項が「差当り昭和十三年度ニ於テ三万人トス」となっていること、および、追加予算案の提出日が12月26日（昭和12年度分）・3月16日（昭和13年度分）であることからすれば、査定終了後早ければ2月中、遅くとも3月上旬には決定していたとの推測は成り立つ。

30) 「三、募集」（同上書、168ページ）。

31) 「四、内地訓練」（同上）。

32) 「五、輸送」（同上）。

33) 「六、現地訓練」（同上書、169ページ）。

34) 「七、現地訓練所職員及指導員」（同上）。

## 2. 「満蒙開拓青少年義勇軍」の送出

「満州青年移民」の実行は、「極めて時宜に適したる企図」（「理由書」）でもあった。これは、

「挙国一致・尽忠報国・堅忍持久」の三大スローガンの下、1937年9月から開始された「国民精神総動員運動」（以下、「精動」と略記する）に関わっていた。「精動」の眼目は、「挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為<sup>1)</sup>」（8月24日閣議決定「国民精神総動員実施要綱」）との如く、長期化が予想される日中戦争への国民の積極的支持をとりつける点にあった。関東軍もまた、「長期に亘る戦争行為を辞せず<sup>2)</sup>」との方針の下、こうした「耐久的挙国一致の具現<sup>3)</sup>」を日本国内対策として必要であると考えていた。加えて、「日本民族の大陸発展上の資性向上に関しては格段の着意を倍加し先づ満州国に於て之を顕現修練せしむる<sup>4)</sup>」ことをも構想していた。これは、戦争遂行への支持のとりつけにとどまらず、侵略戦争に国民を加担させる方途の必要性を表現したものであった。そして、それは「満州青年移民」として、しかも「格段の着意」により「満蒙開拓青少年義勇軍」の名を冠されて、ひとつの具体化を見たのである。さきに触れた「建白書」は、義勇軍の実行を、「真に国民精神を作興する一大国民運動<sup>5)</sup>」であり、「最も有意義なる銃後報国の方途<sup>6)</sup>」であると強調していた。それは、「満州青年移民」が、戦争遂行上の焦眉の課題たる満州支配の安定的継続に挺身するという点で、「勤勞報国の一大義勇軍<sup>7)</sup>」にはかならなかつたからなのである。香坂昌康が「建白書」に名を連ねたのも、青年団が募集源として想定されていたこと（後述）によるにとどまらず、彼が国民精神総動員中央連盟の会務掌理にあたる指名理事であったことと無縁ではないであろう<sup>8)</sup>。加えて、満移協会が同連盟に加盟する74団体のひとつであったこと<sup>9)</sup>からすれば、「精動」との関連で義勇軍の実行を企図した点は、「民間」の「建白」による「国策」化という形式と共に当然の作為であったと言い得るかもしれない。そして、「満蒙開拓青少年義勇軍」なる呼称は、「満州国をして真に日本民族を指導者とする五族協和の王道国家たらしめ、東洋十億の民衆に其の向ふべき所を啓示することこそ、日支紛争の禍根を断つ大道<sup>10)</sup>」との名分を具現した、「満蒙開拓」に自ら卒業して従事する青少年の簇生に対する渴望の表現であった。と同時に、そうした心情を青少年に喚起するための方途でもあったのである。例えば、加藤完治は、朝日新聞社主催の座談会（1939年2月18日）で、満州移民に対する「理解」の不足の原因を問われ、それに答える中で次のように述べた。

「それは色々あると思うのでありますが（中略）主に農村の方を申しますならば、内地に居って、農業で苦しい思ひをなめつくしてゐるものですから、どうも満州移民といふことになりますと、所によると、あまり出したくないといふ気分も起るのだと思います。私共はそういふことも考へましたから青少年義勇軍と称したわけでありませう<sup>11)</sup>。」

また、拓務省の考えは、安井誠一郎拓務局長によれば次のようなものであった。義勇軍という言葉は、「国家ガ公ノ文字トシテ之ヲ使フ場合ニ是ハ内外ニ非常ニ影響スル所ガ多イ、何軍ダトカ或ハ云々ト云フヤウナコトハ是ハ外交上ノ関係ヲモ自ラ色々他ノ国ニ響ク<sup>12)</sup>」から、「法制上ノ文字或ハ会計検査ヲ対象トスル所ノ予算等ノ文字デアルトカ其ノ外公文ニ於テハ青年移民ト云フ文字ヲ使<sup>13)</sup>」う。けれども、「地方デ色々民衆ニ呼ビ懸ケル場合ニハソレヨリモット宜イ『アピール』スル文字ガアレバ使ツテモ宜イ<sup>14)</sup>」。その意味では、「青年義勇軍ト云フノハ実ニ子供ノ感興ヲ惹<sup>15)</sup>」くものであり、「其ノ言葉ヲ以テ青年ヲ教育シ得ル、其ノ文字ヲ眺メタ時ニ国民ヲ首肯セシメルト云フヤウナ言葉ガアレバ遠慮ナク使ツテ宜イ<sup>16)</sup>」ということであった。

さて、「満蒙開拓青少年義勇軍」の名を冠された「満州青年移民」の初期の募集・送出状況を見

ておこう。

拓務省は1938年度より始める義勇軍送出事業の予算計上作業と並行して、早くも1938年1月から募集を開始した。これは、「現地」の訓練所建設にあたらせるために、一定人員を「先遣隊」として早期に渡満させる必要があったからであった。

1月初旬、拓務省は関係官庁・諸団体と「最後の義勇軍計画に関する打合せ<sup>17)</sup>」を行ない、「満蒙開拓青少年義勇軍募集要綱<sup>18)</sup>」を作成した。同要綱は、義勇軍送出の「趣旨」を、「我日本青少年を大陸の新天地に進出せしめて満蒙の沃野を心身練磨の大道場として日滿を貫く雄大なる皇国精神を鍛練陶冶し、満蒙開拓の中堅たらしめ以て両帝国の国策遂行に貢献せしめんとす<sup>19)</sup>」と、農業移民としての色彩をさほど鮮明にせず掲げていた。だが、同要綱の要点が、「訓練所の課程を終了せしものは特に手持ち資金を要せずして独立農業者たらしむべく国家は之を助成す<sup>20)</sup>」、あるいは、「独立の農家となる迄数年間に要する経費は父兄等の仕送りを要せざるものとす<sup>21)</sup>」との如く、安上りのうちに農業経営者として独立し得るとした点にあったことは疑いない。義勇軍への応募資格は、「算へ年十六歳（早生れは十五歳）より十九歳迄の身体強健、意志鞏固なる者<sup>22)</sup>」であり、小学校高等科2年あるいは高等小学校2年を終えた年齢以上の青少年層、その圧倒的多数が上級学校へ進学せず就業している年齢層が募集対象であった。だから、募集に際しては、募集にあたる者と応募する者双方によって、「義勇軍応募者ハ永続性アリ生活安定ヲ期シ得ラルル点並移住地ニ於テ中等学校程度ノ農業教育ヲ施サルル等教育的ナル点<sup>23)</sup>」を有する制度であると「募集要綱」の「趣旨」の読みかえがなされたのである。そうすることによって、はじめて「趣旨」が徹底したのであった。

募集要綱作成後、義勇軍送出の「趣旨」を伝え、第4表の如き5万人送出案を前提とする「先遣隊」を募集すべく、拓務省は各道府県における協議会を開いた。協議会は、1月11～15日、全

第4表 府県別割当数（5万人送出案）

府 県 名	割当人員	府 県 名	割当人員	府 県 名	割当人員
北 海 道	1,000	福 井	550	山 口	1,000
青 森	1,000	山 梨	650	徳 島	650
岩 手	1,200	長 野	2,500	香 川	1,700
宮 城	2,500	岐 阜	1,000	愛 媛	800
秋 田	1,250	静 岡	1,000	高 知	600
山 形	2,500	愛 知	1,200	福 岡	1,000
福 島	1,200	三 重	1,000	佐 賀	600
茨 城	1,000	滋 賀	500	長 崎	900
栃 木	900	京 都	700	熊 本	1,500
群 馬	1,000	大 阪	600	大 分	1,000
埼 玉	1,300	兵 庫	1,000	宮 崎	650
千 葉	800	奈 良	500	鹿 児 島	1,500
東 京	1,000	和 歌 山	1,200	沖 縄	500
神 奈 川	900	鳥 取	800		
新 潟	2,000	島 根	400		
富 山	650	岡 山	1,250		
石 川	1,000	広 島	1,550	計	50,000

(注) 農村更生協会『農村更生時報』昭和13年2月号、42ページより転載。

第5表 「先遣隊」応募状況（内原訓練所入所数）

府 県 名	割 当	入所人員	府 県 名	割 当	入所人員
北 海 道	100	△ 142	京 都	50	51
青 森	100	△ 120	大 阪	30	33
岩 手	100	220	兵 庫	50	55
宮 城	350	△ 350	奈 良	30	16
秋 田	120	163	和 歌 山	180	169
山 形	350	197	鳥 取	100	170
福 島	100	259	島 根	50	42
茨 城	100	183	岡 山	160	160
栃 木	50	62	広 島	200	210
群 馬	100	198	山 口	80	△ 50
埼 玉	150	296	徳 島	80	△ 136
千 葉	50	49	香 川	200	516
東 京	50	41	愛 媛	90	△ 91
神 奈 川	50	△ 30	高 知	70	120
新 潟	250	268	福 岡	50	48
富 山	50	97	佐 賀	100	332
石 川	100	491	長 崎	100	△ 50
福 井	30	119	熊 本	180	299
山 梨	90	151	大 分	150	△ 224
長 野	350	501	宮 崎	80	78
岐 阜	80	119	鹿 児 島	200	401
静 岡	100	103	沖 縄	50	△ 0
愛 知	190	97			
三 重	120	71			
滋 賀	550	57	計	5,460	7,635

(注) △は、3月8日現在の入所予定数(1193名)を示し、その他は3月24日現在の入所数(6642名)である。

(注) 『拓け満蒙』第2巻第4号(1938年4月)、9ページ及び『農村更生時報』昭和13年5月号、26～27ページより作成。

国8カ所で開かれ、拓務省の外、農林・陸軍の関係2省及び満移協会・大日本連合青年団・農村更生協会の関係中央団体が出向し、各道府県の社会課・職業課などの移民担当課や社会教育関係課、在郷軍人会支部、府県連合青年団、県農会、県産業組合連合会等が参集した<sup>24)</sup>。

これをうけて各道府県も直ちに対応した。例えば、長野県では、1月20日、市長村長・学校長・町村在郷軍人分会長・市町村青年団長・市町村女子青年団長・市町村農会長・市町村産業組合長・経済出張所長・方面委員宛に、学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍募集ニ関スル件<sup>25)</sup>」を発して、割当人員充足のために「適当ノ者御推薦」を指示し、先述の募集要綱を伝えた。また、同日付で、上記の通牒の宛先の外、在郷軍人会郡連合分会長・郡農会長・産業組長・産業組合郡部会長・郡経済改善委員・郡方面委員宛に、学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍編成協議会開催ニ関スル件<sup>26)</sup>」を発した。それによれば、協議会を県下10カ所で1月25日から29日にかけて開き、「青少年義勇軍ニ関スル概要説明」と「青少年義勇軍編成ニ関スル協議」を行なう予定になっていた。協議会の出席予定者は、通牒の宛先の役職者の外、「市町村移植民係」・青年学校「担当職員」・市町村農会「技術員」であり、役職から見て当該地域において少なからぬ影響力を有す

と思われる人物を網羅していた。こうした県並に郡段階での協議を経て、末端の市町村では更に下部組織への指示をなした。例えば、南佐久郡北牧村では、各区長宛に通牒を発して<sup>27)</sup>、募集にあたっては「青少年ニ対シ大地ニ立ツノ光明ヲ与フベク広汎ナル沃野ヲ取得（約十町歩）セシメ農耕ノ将来有望ナルヲ認識」させるよう指示し、更には「他郡ニ申込多数アル模様ニテ万一時期ヲ失シタル等ノ所以ニヨリ本村ノ応募者詮衡洩トナリテハ村将来ノ為真ニ遺憾」であると候補者の斡旋を懇請した。また、南佐久郡田口村では、各団体長・部落区長総代・部落青年会長に対し、義勇軍の送出が「重大国策ノ一ニシテ将来性アル企図<sup>28)</sup>」であることを伝え、勧誘・斡旋を指示した。前章で触れた「創設要綱」に基く「満州開拓青少年移民」の募集経験を持つ長野県は、既に行なっている成人移民の募集方策の浸透と相俟って、応汎な募集組織網を形成していた。

こうして行政組織を通じて義勇軍制度の浸透を図る一方、満移協会、大日本連合青年団、農村更生協会は、主に雑誌を通じて宣伝を展開した。なかでも、町村末端で青少年層を把握する青年団を統轄する大日本連合青年団は、前年から募集活動の準備を始めていた。まず、11月から12月にかけて2度にわたって、「青年団指導者満州移住地視察団」を派遣した。この視察団の構成は、「府県連合青年団に在って今後青少年の選抜送出に関し、中心的活動をなすべき役員<sup>29)</sup>」と「府県連合青年団に協力して青少年の選抜送出に最も熱烈な活動をなすべき人物にして、当該県連合青年団長より推薦された青年団関係者<sup>30)</sup>」であった。それぞれ各道府県1名の派遣を予定し、「青少年の満州送出に対する正しい認識と熱烈な信念<sup>31)</sup>」を持つ募集活動の中核的人物を各道府県の青年団に配置することが目的であった。そして、1938年1月には、『滿蒙開拓青少年義勇軍に関する青年団実施事項』を策定し、大日本連合青年団自らの活動事項の外、道府県並びに郡市連合青年団及び町村青年団の実践事項を定めた。実施すべき事項は各段階により若干異なるが、基本的には、「趣旨の普及宣伝」・「適格者の調査」・「適格者に対する応募勸奨」・「志願者に対する援助」・「志願者の推薦」の5項目であり、上級の青年団は下級の青年団に対してその活動を指導督励することになっていた。

末端で実際的な募集活動にあたる町村青年団について見ておこう。

まず、各種の活動を行なう前提として、「速かに拓植部を設置<sup>32)</sup>」する必要があった。「拓植部」は、「滿蒙開拓青少年義勇軍参加適格者」・「満州農業移民適格者」・「其他海外移住希望者」・「移住ニ関スル後援者」によって構成し<sup>33)</sup>、義勇軍や満州移民の趣旨の徹底や気運の醸成、移住者の後援活動等を行なうことになっていた。だが、設置の主眼は「滿蒙開拓青少年義勇軍要員ノ送出ニ主力ヲ傾注スルコト<sup>34)</sup>」にあり、募集活動体であると同時に募集源でもあった。

青年団の実施すべき事項の第1は、「青年学校、小学校、町村役場及び各種団体と密接なる連絡の下<sup>35)</sup>」に行なう「趣旨の普及宣伝」であった。これは、雑誌や関係通達文書の輪読・回読の外、各種協議会・懇談会などの開催や出席の励行等が主なる活動であった。第2は、「適格者の調査」である。これは、「義勇軍に参加し得る条件を具へたりと認めらるるものを選抜し、之が名簿を作成すること」であった。「適格者」とは、参加希望者はもちろんであるが、「未だ希望を有せざる者と雖も勸奨するに於ては参加し得る条件を具へたる者」も含み、「一、家督相続人に非るもの<sup>(ワマ)</sup> 二、家督相続人と雖も家業を継ぐ必要なきか、又は現在の職業に依ては安定ある生活をなし得ざる者」を適格者と見做すことにしていた。この「適格者に対する応募勸奨」が第3の実施すべき事項である。具体的には、「拓植部への入部」、「指導者幹部の巡回（各部落及適格者戸別）懇談」、「各種会合への「適格者の出席督励」、「父母兄弟との合同座談会の開催」等を指示していた。第4は、「志願者に対する援助」で、これは、「申込書類の作成」と「父兄との懇

談」を行ない、志願者の申し込みを容易にすることであった。父兄・母姉との懇談が、彼らの抱くであろう不安や応募への反対を予想し、それらを緩和・除去するための措置であることは言うまでもない。青年団の実施すべき主たる事項の最後は、「志願者の推薦」である。これは応募の手続きに関わるものであった。さきに触れた募集要綱によれば、「希望者は市町村長、学校長、又は青年団長、其他関係団体長に申出、その推薦を経て左記書類（願書、身上書、戸籍抄本——引用者）を市町村経由、県に提出すること<sup>36)</sup>」になっており、具体的には願書にある推薦者記載事項の記入、捺印のことであった。

大日本連合青年団は、町村青年団に対して、大略以上のような活動を各支部（分団）を督励しつつ行なうよう指示したのであった。

さて、2月15日を各道府県における締切日として募集した「先遣隊」の応募状況は、第5表のようであった。未入所分を除いても、割当数（5,460名）を上回る6,442名が入所していた。この内、山形（197名）・群馬（198名）・香川（516名中、177名）・新潟（268名中、81名）の4県の入所者は、締切日以前の1月15日から2月13日にかけて入所したものであった。一部に対してこのような早急な入所を依頼したのは、「内地訓練所」を建設させるためであった。募集要綱では、「内地訓練」の場所については、「日本国民高等学校内原農場を之に充つ<sup>37)</sup>」とのみ記しており、訓練所の体をなしていないことは明らかであった。「現地訓練所」の建設にあたる「先遣隊」は、「内地訓練所」も自ら建設しなければならなかったのである。この「内地訓練所」は、3月、正式に「満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所」（以下、内原訓練所と略記する）として発足した<sup>38)</sup>。内原訓練所の建設費用は拓務省の負担であったが、直接の経営は満移協会があたり、所長には日本国民高等学校の校長である加藤完治が就任した<sup>39)</sup>。

内原訓練所の設置の眼目は、「一万人の団体生活を訓練し、一つの精神に打込<sup>40)</sup>」むことにあった。その「一つの精神」とは、以下の如き「義勇軍綱領」であった。

「我等義勇軍ハ 天祖ノ宏謨ヲ奉シ 心ヲ一ニシテ追進シ 身ヲ満州建国ノ聖業ニ捧ケ 神明ニ誓ツテ天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス<sup>41)</sup>」

こうした綱領の信条を「あらゆる行動面に於て修練自覚せしめて、習性となる<sup>42)</sup>」に至らせるのが、「内地訓練」なのであった。

ところで、先述したように、訓練を終えた義勇軍は東京を経由して渡満することになっていた。これは、「皇居を遥拝し明治神宮に詣でて渡満の奉告<sup>43)</sup>」を行なわせるためであった。また、伊勢神宮への参拝も後に加えられた<sup>44)</sup>。「精勤」の実施以来、「宮城遥拝」の国民への強制は天皇制イデオロギー強化のひとつの推進軸であった。さきの綱領を奉じ、「勤労報国の一大義勇軍」（「建白書」）として「宮城遥拝」を行なう義勇軍は、言わば天皇制イデオロギーを具象化した存在であったと言えよう。それ故、義勇軍が輩出する内原訓練所は、「日本青少年の精神道場<sup>45)</sup>」あるいは「青年日本の聖地<sup>46)</sup>」と喧伝されたのであった。

さて、すでに見た応募者の内4,952名は、「先遣隊」として4月11日から27日にかけて渡満した<sup>47)</sup>。彼らは、「前途には幾多の障害と難苦とのあるを覚悟し勤勉刻苦凡ゆる困難欠乏に耐<sup>48)</sup>」えなければならなかったのであった。

拓務省は、4月5～15日、各道府県の学務部長を招集し「満州移民事務地方協議会」を全国5カ所で開いた。協議会の目的は、義勇軍送出計画が1938年度から始める新しい移民事業であるこ

とを改めて伝え、「一段ノ御努力<sup>50)</sup>」を要請することになった。協議会では、「滿州青年移民幹部ノ募集ヲ滿州移住協会ニ委嘱<sup>51)</sup>」した旨、及び教練指導員は「在郷ノ將校又ハ下士官ヨリ之ヲ募集シ居ルニ付陸軍省人事局職業補導部ニ之ガ推薦方ヲ依頼<sup>52)</sup>」した旨伝えられた。また、義勇軍送出計画の実施に伴う関係業務の増加に即応すべく、「各道府県ヲ通ジ移植民専任職員ヲ増置シ之が経費ノ半額ヲ補助<sup>53)</sup>」する方針を示し、その実行を促した。

先述したように、この時期には関係予算が確定し、送出計画は、送出人員を3万人とする「滿州青年移民実施要綱」に基いて進めることになっていた。そのため、拓務省は各道府県に対し割当人員数の変更を通知した<sup>54)</sup> (第6表)。そして新たに策定した「昭和十三年度滿州青年移民(青少年義勇軍)募集要綱」によって募集活動上の諸原則を指示した<sup>55)</sup>。同要綱の「目的」の項は、先述した募集要綱の「趣旨」にあたる部分であるが、「日滿両国の特殊関係を強化し(中略)大量移民国策の遂行を確実かつ容易ならしめんとす<sup>56)</sup>」と掲げ、「滿州青年移民」＝義勇軍が移民政策の一環であることを明示した。これに示された応募資格は、「数え年十六才(早生れは十五才)ないし十九才(但し十二月生れの者に限り二十才にても差支えなし)<sup>57)</sup>」で、経歴は「尋常小学校の課程を終えたる者<sup>58)</sup>」とし職歴は問わなかった。また、呼吸器病・神経系疾患・伝染性疾患等「現地における農耕または共同生活に支障を生ずべき疾患なき者<sup>59)</sup>」で、「意志鞏固にして滿州に永住の決心を有し、かつ父兄の承諾ある者に限る<sup>60)</sup>」とした。各道府県における募集は年に数回行ない、募集の締切期日は、各回の入所割当人員に応じて拓務省が通知する入所期日の「十五日以前において、道府県で適宜決定するものとす<sup>61)</sup>」とした。また、銓衡は各道府県において「募集締切後直ちに応募者を適当なる数か所に集め、人物考査ならびに身体査査<sup>62)</sup>」によって行ない採用者を決定する。その際、銓衡実施日時、場所及び応募者を事前に拓務省に通知し、また、採用者数を「内原訓練所入所開始期日の七日前までに、必ず拓務省に速報<sup>63)</sup>」することになっていた。そして入所は、各道府県が「採用者を一団とし、その職員引率の下<sup>64)</sup>」に行なうこととした。

第6表 変更割当数(1938年度)

府 県 名	割 当	府 県 名	割 当	府 県 名	割 当
北 海 道	500	福 井	500	山 口	300
青 森	600	山 梨	500	徳 島	400
岩 手	700	長 野	1,700	香 川	1,300
宮 城	1,000	岐 阜	500	愛 媛	600
秋 田	800	静 岡	500	高 知	500
山 形	1,300	愛 知	400	福 岡	300
福 島	900	三 重	400	佐 賀	1,100
茨 城	700	滋 賀	300	長 崎	800
栃 木	600	京 都	450	熊 本	1,300
群 馬	800	大 阪	200	大 分	1,000
埼 玉	700	兵 庫	400	宮 崎	400
千 葉	400	奈 良	100	鹿 児 島	1,300
東 京	200	和 歌 山	750	沖 縄	400
神 奈 川	200	鳥 取	700		
新 潟	1,000	島 根	200		
富 山	500	岡 山	800		
石 川	1,500	広 島	800	計	31,300

(注) 『開拓』第7巻第5号、滿州移住協会、1943年5月、17ページより作成。

こうして、「満州青年移民」＝「満蒙開拓青少年義勇軍」の基本的な募集体制が整備されるに至ったのである。

#### 注

- 1) 国民精神総動員中央連盟編『昭和十二年度 国民精神総動員中央連盟事業概要』（小松東三郎編『国民精神総動員』、国民精神総動員本部、1940年、所収）299 ページ。
- 2) 前掲「支那事変対処具体的方策要綱（昭和十二年十月十一日）」（前掲『現代史資料 9 日中戦争 2』、44 ページ）。
- 3) 「同上」（同上書、48ページ）。
- 4) 同 上。
- 5) 「建白書」（前掲『写真集 満蒙開拓青少年義勇軍』、183ページ）。
- 6) 同 上。
- 7) 「建白書」（同上書、182 ページ）。
- 8) この点について香坂は直截に次のように述べた。  
「この満蒙開拓青少年義勇軍が重大なる国家の要求に対する青年の協力たるのみならず、実は青年団が従来実施し来た国民精神総動員運動をして真に成果あらしむるためにも必要なものであったのである。」（香坂昌康「国民精神総動員運動と満蒙開拓青少年義勇軍」、『拓け満蒙』第2巻第3号、1938年3月1日、6 ページ）。
- 9) 下中弥三郎編『翼賛国民運動史』、翼賛運動史刊行会、1954年、26～28ページ参照。
- 10) 「建白書」（前掲『写真集 満蒙開拓青少年義勇軍』、182 ページ）。
- 11) 比佐友香編『満蒙開拓青少年義勇軍』、朝日新聞社、1939年、164～165 ページ。
- 12) 拓務省拓務局『満州農業移民訓練責任者事務打合会議事録』、1939年9月、93ページ。  
なお、この会合は、1938年11月28、29の両日、拓務省、農林省及び満州国関係者の外、各道府県の農事講習所や農民道場の責任者を召集して開かれたものである。以下の引用は、すべて安井発言である。
- 13) 同上書、93～94ページ。
- 14) 同上書、94ページ。
- 15) 同 上。
- 16) 同 上。
- 17) 『拓け満蒙』第2巻第4号、1938年4月、8 ページ。
- 18) 『拓務時報』第83号、1938年2月、59～61ページ。
- 19) 同上書、59ページ。
- 20) 同上書、60ページ。
- 21) 同 上。
- 22) 同上書、59ページ。
- 23) 1938年1月21日付市町村長・農学校長・青年学校長・高等小学校長・青年団長宛島根県学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍募集ニ関スル件」（島根県近代教育史編さん事務局編『島根県近代教育史』第6巻、島根県教育委員会、1979年3月、267ページ）。
- 24) 『拓け満蒙』第2巻第2号、1938年2月、58ページ、及び前掲『拓け満蒙』第2巻第4号、8 ページ、参照。
- 25) 『長野県報』第1127号。
- 26) 同 上。
- 27) 1938年1月28日付各区長宛北牧村長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍募集ニ関スル件」（南佐久郡北牧村役場『移民関係書類』）。
- 28) 1938年2月4日付各団体長・部落区長総代・部落青年会長宛田口村長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍編成ニ関シ希望者斡旋協力方依頼ノ件」（南佐久郡田口村役場『満蒙開拓青少年義勇軍綴』）。
- 29) 熊谷辰次郎『大日本青年団史』、日本青年館、1943年、379ページ。

- 30) 同 上。
- 31) 同上書, 378 ページ。
- 32) 大日本連合青年団『満蒙開拓青少年義勇軍に関する青年団実施事項』, 1938年1月, (1枚もの)。
- 33) 大日本連合青年団「農村単位青年団拓植部設置要項」(『拓務時報』第85号, 1938年4月, 170 ページ)。  
作成年月日は不明である。
- 34) 同 上。
- 35) 前掲『満蒙開拓青少年義勇軍に関する青年団実施事項』。  
なお, 以下の引用はすべて同書からである。
- 36) 「満蒙開拓青少年義勇軍募集要綱」(『拓務時報』第83号, 59 ページ)。
- 37) 同上書, 60 ページ。
- 38) 前掲『満州開拓史』, 258 ページ。
- 39) 同 上。
- 40) 拓務省拓務局『満州青年移民の菜』, 1938年3月, 18 ページ。
- 41) 黒田正『大陸日本教育の父 加藤先生と内原訓練所』, 明治図書, 1943年, 82 ページ。  
なお, 後に, 「満州開拓政策基本要綱」の作成過程において, 綱領は以下のような文言を並置して2項となる。  
「我等ハ身ヲ以テ一徳一心民族協和ノ理想ヲ実践シ道義世界建設ノ礎石タランコトヲ期ス」(臨時満州開拓民審議会『臨時満州開拓民審議会会議録』, 1940年, 37 ページ)。  
これは, 「満州開拓政策基本要綱」の基調をなす, スローガンとしての「民族協和」の強調を反映したものであった(なお, この文言の採択状況については, 満州拓植公社東京支社『満州開拓政策に関する内地側会議要録』, 1939年, 101 ページ参照)。
- 42) 杉野忠夫「満蒙開拓青少年義勇軍の組織」(前掲『満州農業移民十講』, 166 ページ)。
- 43) 前掲『満州青年移民の菜』, 19 ページ。
- 44) 1939年10月12日付各市町村長宛学務部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍ノ神宮参拝ニ関スル件」(『北海道庁公報』第1991号)。
- 45) 前掲『満蒙開拓青少年義勇軍』, 47 ページ。
- 46) 『拓け満蒙』第3巻第11号, 1939年11月, 142 ページ。
- 47) 『拓け満蒙』第2巻第5号, 1938年5月, 58 ページ参照。
- 48) 「満州青年移民に対する拓務大臣訓示」(『拓務時報』第85号, 2 ページ)。
- 49) 同上書, 38 ページ参照。
- 50) 協議事項「一, 満州青年移民ニ関スル件」(同上書, 39 ページ)。
- 51) 同「一, 指導員ニ関スル件」(同上書, 40 ページ)。
- 52) 同 上。
- 53) 同「一, 地方専任職員設置ニ関スル件」(同 上)。
- 54) 例えば島根県では, 拓務省の人員数決定の通知を伝える通牒を4月27日付で発した(前掲『島根県近代教育史』第6巻, 268 ページ参照)。この点は, 長野県については確認できなかった。
- 55) 作成年月日は不明である。なお, 島根県では, 6月6日付でこの要綱が伝えられた(同上書, 268 ページ)。また, 長野県では, 6月2日付の募集に関する通牒の中で, この要綱を対外用に翻案したものを用いていた(『長野県報』第1664号)。
- 56) 拓務省拓務局「昭和三十三年度満州青年移民(青少年義勇軍)募集要綱」(前掲『満州開拓史』, 248 ページ)。
- 57) 同上書, 248 ~ 249 ページ。
- 58) 同 上。
- 59) 同 上。
- 60) 同 上。
- 61) 同 上。

- 62) 同 上。  
63) 同 上。  
64) 同 上。

### 3. 「青年義勇隊訓練所指導経営要綱」

満州拓植委員会は、1938年1月11日、「青少年移民訓練所創設要領暫行案<sup>1)</sup>」を策定した。同案は、5万人送出を前提とした訓練所の構成・組織・名称を規定したものであった。訓練所の名称は、「満州開拓青年義勇隊『地名』訓練所<sup>2)</sup>」との如く定めることにした。訓練所には大小2種類があった。「小訓練所に付いては別に之を定む<sup>3)</sup>」ことにし、大訓練所についてその大枠を規定した<sup>4)</sup>。大訓練所の規模は、1カ所につき定員を1万人とし、そこに「概ね農耕地二万町歩及薪炭備林等を附属<sup>5)</sup>」するものとした。訓練所の位置は明示していなかったけれども、それは先述した「実施要綱」で明らかになった。1938年度送出予定の3万人の配分及び訓練所の規模は、第7表の如くなっていた。訓練所の建設のために収奪された土地は、20万7,900ヘクタールであった。しかも、既墾・未墾の別がわかる4訓練所の可耕地総面積8万9,074ヘクタールは、その約14%にあたる1万2,620ヘクタールの既墾地を含んでいたのである。

関東軍(参謀部第四課)は、1938年3月、「満州青年移民」の制度化とはほぼ時を同じくして、「自昭和十二年度至昭和十六年度 満州国戦争準備指導計画」を策定した<sup>6)</sup>。これは、満州国の政治・経済の各般にわたって「其組織運営を平時より努めて戦時態勢に近似せしめ速に物心両方面に亘る<sup>(ママ)</sup>、戦争準備を完整せしむる如く指導<sup>7)</sup>」し、「随時の開戦に遺憾なからしむ<sup>8)</sup>」ために、満州国の戦時体制への再編を企図したものであった。そして、そこには満州国支配のあらゆる方面に関する施策と並んで、「大量移民計画の遂行」と「青少年移民訓練所の充実」が掲げられていた<sup>9)</sup>。

関東軍(司令部)は、8月5日、その具体化の方策として、「青年義勇隊訓練所指導経営要綱<sup>10)</sup>」(以下、「指導経営要綱」と略記する)を策定した。「指導経営要綱」は、まずその「方針」において、「青年義勇隊訓練所ハ其ノ意義重大ナルニ鑑ミ当初其ノ準備就中指導機構並其ノ基礎施設ニ於テ充分自信アル処置ヲ講スルト共ニ爾後積極且徹底的ニ之ヲ遂行」するとした。そして、訓練所収容員数、すなわち義勇軍送出数については、「第一年(昭和十三年度)三万人、第二年度三万五千人トシ爾後毎年一万人宛増ス、但第五年度以降ニ於テハ別ニ之ヲ定ム」とした。つまり、第4年の1941年度には5万5,000人を送出して、1938~1941年の4年間に16万5,000人を送出

第7表 「実施要綱」における建設予定訓練所の規模

訓練所名	嫩江	孫吳	沙蘭鎮	鉄驪	勃利
省名	龍江	黒河	牡丹江	浜江	三江
県名	嫩江	孫吳	寧安	鉄驪	宝清
収容予定人員	10,000	3,000	7,000	5,000	5,000
総面積(ha)	35,500	34,000	48,400	36,500	54,000
可耕地	24,500	11,550	29,924	23,100	21,000
(既墾地)	220	550	11,650	200	-
(未墾地)	24,280	11,000	18,274	22,900	-
不可耕地	10,500	22,450	18,476	13,400	33,000

(注) 『拓務時報』第85号、1938年4月、169ページ、及び満州拓公社東京支社『満州開拓青年義勇隊現地訓練所概要』、1939年、8~9ページより作成。

第8表 修正第1期5カ年送出計画戸数(1938年12月修正)

年次	種別	集団移民	集合移民	計 (戸)	義勇軍 (人)
1937		5,000	1,000	6,000	-
1938		5,000	1,000	6,000	30,000
1939		10,000	1,000	11,000	30,000
1940		20,000	10,000	30,000	40,000
1941		30,000	17,000	47,000	50,000
計		70,000	30,000	100,000	150,000

(注)「集合移民」は分散移民(旧「自由移民」)を含む

(注)東亜研究所『開拓民に関する資料的調査研究(中間報告)』  
1941年4月, 8ページより作成。

するという構想であった。しかし、1938年12月に第1期5カ年計画が修正された際には15万人に縮小された(第8表)。「指導経営要綱」は、2種類の訓練所を設定した。ひとつは「大訓練所」で、これは「所謂現地訓練ヲ主眼トシ建国農民タルノ基本訓練」を1年間実施するためのものであった。設置にあたっては、「努メテ少数且ツ集約的ナラシムルト共ニ現地訓練所ノ利用ニ努」める方針を樹てた。「大訓練所」の経営主体はさしあたり満拓公社とし、「訓練本位」の運営をなすものとした。なお、満拓公社では、1938年2月、義勇軍関係の主管課として経営部に訓練課を設置していた。もうひとつは、「大訓練所」の訓練終了後移行する「小訓練所」である。ここでの訓練期間は概ね2年間であった。「農事実際訓練ヲ徹底セシムルヲ目的」としてはいたが、「鉄道其ノ他ノ交通線等ノ警備ヲ顧慮シ特ニ其ノ訓練等ニ付考慮ヲ加フルコトアリ」とも記していた。また、設置にあたっては、「為シ得ル限り当該地区ニ入植定着ヲ行ヒ得ル様考慮シ其位置施設等ヲ決定」するとした。「小訓練所」の経営主体は「原則トシテ満拓公社」で、一部は満鉄鉄道総局があたることにした。この満鉄鉄道総局が経営するのが、「自警村訓練所」である。先にも触れたが、鉄道自警村は鉄道防備に重きを置く半農移民で、1935年以来1937年までに23カ村が形成されていた。満鉄は、義勇軍創設を機に、自警村訓練所を鉄道網の要所に設置し、そこでの訓練を終えた者を更に鉄道沿線に分散入植させるという方法で鉄道自警村を形成することにしたのである。なお、満鉄では、自警村訓練所経営にあたるため、1938年1月、鉄道総局附業局産業課に自警村係を設置していた。また、「小訓練所」の運営は「自給自足ヲ原則」とした。

訓練終了後の措置については、「訓練生ノ特質、兵役関係、入植地其ノ他諸般ノ関係ヲ考慮シ機宜ノ措置ヲ講スルモノトス」と、農業移民としての定着以外の可能性を示唆していた。

関東軍が、義勇軍を満州国の戦争準備体制化作業の中に位置づけていたことは、大小訓練所を通じその訓練組織を「協和青年団ノ特別構成要素」とした点に明確にあらわれていた。これは、「防衛法」(1938年3月10日公布)に関わっていた。この法律の目的は、「戦時又ハ事変若クハ非常事態ニ際シ安寧秩序ヲ維持」して、「敵ノ各種攻撃」による危害の防止・被害の軽減及び軍事上の障害の除去を図る上で必要な応範な権限を政府に集中することにあつた<sup>11)</sup>。さらには、満州国にあるすべての被支配民衆を、「兵備ヲ以テスル警戒」の外、「軍ノ行フ防空ニ即応スル一般的防空」及び「軍ノ行フ警備ニ即応スル一般的警備」に強制的に動員することを企図したものであつた<sup>12)</sup>。そして、これに必要な「義勇奉公心ニ基ク警備動員並訓練組織ヲ速ニ完成スル為<sup>13)</sup>」に、20~35歳の壮年男子を「協和義勇奉公隊」に組織し、「平戦両時ヲ通スル国民的警護能力ヲ増進シ特ニ応急警護ノ実施ニ遺憾ナキヲ期<sup>14)</sup>」した。この「協和義勇奉公隊」は「当該地区協和会ノ組織単位ヲ基礎トシテ編成<sup>15)</sup>」することになっていた。満州帝国協和会はこれに即応して、「青少年組織大綱」(1938年6月13日)に基き「協和会ノ基底組織<sup>16)</sup>」の形成に着手した。それが「協和青年団」(16~19歳の男子)と「協和少年団」(10~15歳の男子)であった。「青少年組織大

綱)においても、「青少年移民ニ付テハ其ノ訓練組織ヲ基礎トシテ本青年団ヲ結成セシムルモノトス<sup>17)</sup>」と、満州国の総動員組織へ義勇軍を組み込む方針が樹てられていたのである。

「指導経営要綱」は、訓練に関わる日本側の措置については、「現地認識ヲ深カラシムル為<sup>18)</sup>」の「基礎訓練」の実施と指導員の養成を規定した。また、「下級幹部」については「訓練生中ヨリ補填<sup>19)</sup>」することとした。そして、「本綱確立ニ伴ヒ既定国策移民計画ニ就テハ訓練終了後定着移民トシテ入植スル者ニ付変更ヲ生スル以外影響セシムルコトナク且本訓練ノ為必要ナル事項ニ付テハ別途日満国策ヲ決定スルモノトス<sup>20)</sup>」と今後の方向を明示した。

初期義勇軍政策の展開・制度の形成は、この「指導経営要綱」に基礎を置いて進むのである。

こうして、制度化された青少年移民は、「青年義勇隊訓練所」に収容すべき「満蒙開拓青少年義勇軍」の送出過程として展開することになったのである。

### 注

1) 同案の全文については、前掲『満州開拓論』、275～276ページ参照。

2) 同上書、275ページ。

なお、「満州開拓青年義勇隊」なる呼称は、「満州にて軍と呼ぶのは穩当でないとの関東軍の意見」に基くものであったという（前掲『満州開拓史』、247ページ）。

3) 前掲『満州開拓論』、275ページ。

ただ、訓練期間については、「小訓練所を通じて三ヶ年以上とす」と規定した（同上）。

4) 組織は大略次のように定めた。

「所長の下に本部及五大隊」を置き「各大隊長の下に大隊本部及六箇の中隊」を置く。中隊は「中隊長の下に中隊付三、訓練生約三百三十名」とし、「訓練生は六ヶ班」に分ける（同上書、276ページ）。

5) 同上書、276ページ。

6) 策定の年月は、以下の記述に拠った。

「一九三八年（昭和十三年）一月、素案を樹立し、三月十五日一部修正を加え『昭和十二年度より昭和十七年度に至る満州国戦争準備指導計画』を策定……」（片倉衷『回想の満州国』、経済往来社、1978年、250ページ。片倉は当時関東軍参謀部第四課長）。

7) 関東軍参謀部第四課「自昭和十二年度至昭和十六年度 満州国戦争準備指導計画」（前掲『現代史資料 8 日中戦争 1』、691ページ）。

8) 同上。

9) 「同上」（同上書、691～694ページ）参照。

10) 「指導経営要綱」の全文については、満州国産業部拓政司『拓政関係例規集』、1938年、20～23ページ参照。

なお、以下の引用はすべて同書からである。

11) 「防衛法」（関東軍参謀部『満州国関係重要参考書類綴』、1938年8月4日、所収）。

12) 同上。

13) 「協和義勇奉公隊組織要綱」（1938年6月1日）（『同上』、所収）。

14) 同上。

15) 同上。

16) 「青少年組織大綱」（『同上』、所収）。

17) 同上。

18) 「二、基礎訓練」（前掲『拓政関係例規集』、20ページ）。

19) 「六、幹部要員ノ養成」（同上書、22ページ）。

20) 「備考」（同上書、23ページ）。

## む す び

以上、移民関係機関の構想に焦点をあてて、「満蒙開拓青少年義勇軍」の創設過程を検討してきた。

義勇軍は、満州農業移民が荷わされていた軍事・治安上の役割を補充・代位する形で、成人移民の補完策として案出されたものであった。

未成年者の移民を導入する構想は、「20カ年100万戸送出計画」策定以前に既にあった。それは、第1期5カ年計画の実施に際して、移民団の労力不足を補う農業労働者という位置づけで具体化した。満州農業移民政策は、その初発から青少年移民の存在を前提とせざるを得ないものとして在ったのである。

「20カ年100万戸送出計画」に胚胎していた青少年移民構想が、義勇軍の創設として結実する形態にまで具体化するのには、「青年農訓練所（仮称）創設要綱」（1937年7月15日）の策定に至ってからのことであった。訓練制度を採る青少年移民の導入は、大量の青少年を留保した訓練所の配置によって、移民団の営農にとどまらず「治安」維持にも必要な労力を準備する方策であった。

義勇軍は、この「創設要綱」に基く青少年の送出計画を、大幅な規模の拡大を図って、制度化したものであった。それを促進した条件は、「創設要綱」の策定と時を同じくして全面化した日中戦争の長期化であった。関東軍にとって、対ソ戦略基地たる満州支配の安定化は焦眉の課題となり、満州農業移民の軍事・治安上の役割に対する関東軍の期待は肥大化した。そこで、「20カ年100万戸送出計画」を充足する見通しの下に、成人に比して大量送出が容易な青少年の恒常的な送出計画が日程に上ったのであった。

「満蒙開拓青少年義勇軍」なる呼称は、こうした青少年移民の送出を遂行するための一種の方便として案出されたのであり、それはまた、青少年移民が期待された役割の集中的表現でもあったと言えよう。

さて、本稿において残された課題は以下の2点である。

第1は、「青年農民訓練所（仮称）創設要綱」の立案過程の解明及びその「創設要綱」に基く送出計画の拡大、すなわち義勇軍創設への転換点の確定である。これらを通じて、満州国支配の具体的展開との関連において関東軍及び拓務省の政策意志をより明らかにする必要がある。また、満拓公社はもとより、「自警村訓練所」を経営する満鉄にとって訓練所の経営が如何なる意味を持っているのかという点も検討に価しよう。

第2は、義勇軍の送出基盤の解明である。これは、義勇軍の創設及び政策の立案に際して移民関係機関が抱いていた見通しを検討する上で必要である。

移民関係機関が募集の射程に入れていた農村青少年について、例えば、「青年農民訓練所創設案説明」は、離村した者は「都会に於て前途に希望なき生活を送るに至り精神的にも肉体的にも活力を失ひ其の結果は徴兵検査の成績にも現はれて寒心すべき状態」にあり、また「農村青少年も前途に希望を有せざるが故に動もすれば労働を忌避し、元気を失ひ従って体力低下し易」くなっていると述べていた（前掲『第一回移民団長会議議事録』、25ページ）。さらには、「各農村には若き小学校教員、青年学校教員にして自分等の教へ子を引き連れて満州の天地に活躍せんとするもの決して尠からざる故に青少年指導員の募集にはさしたる困難を感じざるものと信ず」との判断をも下していた（同上書、257ページ）。青少年移民の実行に際して想定されていたこうした農村青少年及び教員の存在様態を明らかにし、義勇軍政策に定置される要因を抽出する必要がある。これは、後の募集・送出体制の転換（「郷土部隊編成運動」の導入）の意味を明確にす

る上でも必要である。